

企画調査会報告書

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

令和3年1月15日

文化審議会 文化財分科会

企画調査会

— 目 次 —

1. 文化財を取り巻く現状と課題	1
(1) 現状.....	1
(2) 課題.....	2
2. 各課題に対する対応方針	3
(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について	3
①必要性.....	3
②具体的な方策	4
ア. 記録選択との関係の整理	
イ. 地方の指定制度等との関係	
ウ. 既存の登録制度の更なる活用	
(2) 多様な文化財の保存・活用について	7
①必要性.....	7
ア. 生活文化等	
イ. 現代の美術作品	
②具体的な方策	9
ア. 生活文化等	
イ. 現代の美術作品	
(3) 地方公共団体における登録制度について	10
①必要性.....	10
②具体的な方策	11
ア. 国の登録制度等との関係	
イ. 地方登録を促進するための取組	
ウ. 地方公共団体の体制充実	
3. 今後に向けて	14
(1) 指定文化財の確実な保護	14
(2) 地域の取組への期待	14
(3) 生活文化等に関する調査等の取組	15

1. 文化財を取り巻く現状と課題

(1) 現状

文化財¹は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。こうした貴重な文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

国民共通の財産というべき文化財について、我が国では、昭和25年に施行された文化財保護法に基づき、指定等の保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保持団体、地域住民等の尽力によって保存・活用が図られてきた。

近年、我が国の多様な文化の発信に対する期待が高まる中で、こうして守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、平成13年に制定された文化芸術基本法²では、我が国の文化芸術に関する基本的施策に関連して、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化³として、その振興を図ることとされており、これらの分野に係る文化財についても、その保存・活用の必要性について認識が高まっている。

また、平成29年には文部科学大臣による諮問「これから文化財の保存と活用の在り方について」を受け、文化財分科会に設置した企画調査会において検討を行い、翌年には、地域における文化財の計画的な保存及び活用の促進等を図るため、文化財保護法が改正された。当時の企画調査会における検討の中では、無形文化財や無形の民俗文化財（以下「無形の文化財」という。）に関する検討をより深く進めるべきとの意見が出されていたところである。

一方で、文化財を取り巻く現状は極めて厳しい状況にある。平成29年の企画調査会における検討の背景として、「我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機の

¹ 文化財の語は多義的であり、狭義には、文化財保護法上の定義に基づく文化財を指し、いわゆる未指定のものを含む場合もあれば、特に、指定・登録等文化財を限定的に意味することもある。一方、広義には、必ずしも文化財保護法上の定義に限らず、一般的に、文化活動により作り出された文化的価値を有する事物や事象を指して用いられることがある。本報告書では、多様な文化財の保存・活用方策を検討課題とすることから、本文中特に限定のない場合、後者の広義の文化財として用いることとする。

² 法制定時は「文化芸術振興基本法」、平成29年に「文化芸術基本法」に改正。

³ 「生活文化」の範囲は広く、例えば、重要無形民俗文化財指定基準においても、風俗慣習のうち「由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」とあるように、その一部は、従来から文化財保護体系に包含されてきたものである。

企画調査会では、文化財保護法上の文化財として、従来、必ずしも明確に位置付けられてこなかった「生活文化」の保存と活用を特に念頭において検討を行った。

みならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕している」⁴と述べられており、現在もこの課題の解決に向けた検討が引き続き行われている。

加えて、美術作品の中でも制作後 50 年を経過していないような現代の美術作品については、貴重な国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、これまで文化財保護の対象とはされてこなかった。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く海外に流出してしまっているものもあると指摘されている。

さらに、令和 2 年初頭から急速に世界に広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な実演を伴う公演や地域の祭りなどの年中行事等が中止・延期するか、又は実施する場合でもその規模や形態を縮小せざるを得ない事態が生じており、これらの文化財の継承のための活動が十分に行われないおそれのある危機的な状況となっているとの指摘がされている。

(2) 課題

以上の現状認識を踏まえ、企画調査会においては、生活文化や現代の美術作品など、現時点では、文化財保護法上、文化財としての価値付けが定まっていない分野や、従来は歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではないと考えられてきた文化財について、その特性に応じた継承を図る必要があることを課題として検討を行った。

また、重要なものを重点的に保護する無形の文化財の指定制度については、わざや風俗慣習等の指定と併せてそのわざを体現する保持者、保持団体又は保護団体（以下「保持者等」という。）を認定又は特定した上で、保持者等への助言・勧告や助成等の保護措置を通じて保存・活用を図るものであるが、上述の危機的状況も踏まえて、無形の文化財の指定制度を補完する新たな方策も含め、幅広く保存・活用の措置が講じられるようにしていく必要があることを課題として検討を行った。

また、国・地方を通じて財政的な制約がある中で、地方公共団体においては、地方創生の観点からも、地域の文化的資源を掘り起こし、継承を図る取組が行われてきている。さらに、平成 30 年の文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）⁵の導入により、地方公共団体における文化財の把握が進んでいく中で、地域の実態に合わせた多様な取組が求められることから、地域における文化財の保存・活用の充実に向けた方策について検討を行った。

⁴ 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成 29 年 12 月 8 日文化審議会答申）

⁵ 文化財やそれを支える地域住民に最も身近な基礎的地方公共団体である市町村が作成する、当該地域における文化財保護のマスタープランであり、未指定も含めた地域の文化財の総合的な調査・把握や、地域住民・民間団体との連携を特徴とし、地域全体での文化財の継続的・計画的な保存・活用の方策を「見える化」するもの。

なお、企画調査会では、これらの課題について検討を進める上で、委員による検討に加えて、広く関係者からのヒアリングを行った。

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

①必要性

無形の文化財に関しては、平成 18 年にユネスコ無形文化遺産保護条約が発効し、これまでに、我が国から 22 件の無形文化遺産が代表一覧表に登録されている（令和 2 年 12 月 17 日現在）。また、地方創生に向けた取組とあいまって、各地域において、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、無形の文化財の継承に対する認識が高まっている。

また、地方公共団体によっては、独自に条例等で無形の文化財の登録等をすることにより、緩やかな保存・活用の措置を講じているところがある。このような地方公共団体の取組によって、保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の継承に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているとの指摘がある。

一方で、生活様式の変化や少子高齢化等により、無形の文化財の次代の担い手が減少し、また、有形・無形に限らず文化財を未来に伝えるための用具や原材料の安定的な供給も難しくなりつつあるなど、無形の文化財の保存・活用を巡る状況が悪化し、その存続が危ぶまれるものが増えているとの指摘がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に無形の文化財の継承に対しても深刻な影響を与えている。例えば、歌舞伎、落語、能楽などの芸能に関する公演等について、約 4,800 件以上が中止又は延期を余儀なくされ、その発表の機会が失われているとの調査結果⁶がある。また、地域の伝統行事なども中止等が相次いでいる。特に、邦楽や邦舞、また茶道⁷や華道、書道等の生活文化においては、当事者の声として、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっていることが指摘されている⁸。これらの文化財に関しては、公演や行事の実施や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っているため、今般のコロナ禍によってその継承が十分に行われないおそれのある危機的状況である。

他方、現行の重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度は、指定のための

⁶ 東京文化財研究所調べ <https://www.tobunken.go.jp/ich/vscovid19/eikyou-20201225> (令和 2 年 12 月 25 日時点。令和 2 年 4 月情報収集開始、12 月 13 日までに収集したもの。随時更新中)

⁷ 企画調査会において実施した関係者からのヒアリングでは、「茶の湯」として現状等に係る意見表明がなされたが、本報告書では、文化芸術基本法第 12 条の規定を踏まえて、「茶道」と記述している。

⁸ 参考資料 P30 参照。

専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分必要であることや、厳しい財政事情下における国庫補助のための予算的事情もあり、指定制度だけでは、上述のような状況に対して必ずしも効果的な対応策とは言えない。

こうした状況を踏まえ、存続が危ぶまれる無形の文化財を広く保護の対象とするため、新たな制度的措置を講じる必要がある。

②具体的な方策

上記の必要性を踏まえ、無形の文化財について、既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。その際、登録無形文化財制度においては、指定制度と同様に保持者等の認定を法定することが適切である。また、登録無形民俗文化財制度においては、指定制度と同様に⁹、地域の保存会や地方公共団体との連携を図る仕組みとすることが適当である。

具体的な制度設計に際しては、既存の有形文化財や有形の民俗文化財における指定制度と登録制度との関係性を参考としつつ、無形の文化財の保護措置として必要な届出等に関する仕組みを設け、保存・公開に関する国の関与は重要無形文化財等の指定制度（助言又は勧告）よりも緩やかなものとし、登録された無形の文化財の担い手等が自由度を持ってその継承に取り組めるようにすべきである。さらに、登録された無形の文化財への財政支援の在り方についても検討が必要である。

また、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。この点については、以下に述べる指摘も踏まえながら、文化財分科会や専門調査会において、速やかに具体的かつ専門的な議論が行われることが期待される。

有形文化財¹⁰においては、既に登録制度が設けられており、特に建造物については全国で 12,681 件（令和 3 年 1 月時点）が登録されるなど、登録制度を活用することで幅広い文化財の保存・活用が図られており、無形の文化財においても同様の取組が期待される。この点について、例えば、国が地域の郷土食を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その継承につながるとともに、そうした取組が来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有

⁹ 重要無形民俗文化財の指定制度においては、民俗文化財が国民の生活そのものに密着し、固定的な体現者を特定することが実情に合わないことから、重要無形文化財と異なり、保持者や保持団体の認定については法定されていない。

¹⁰ 社寺などの建造物や、絵画、刀剣等の美術工芸品（注 11 参照）が主な対象。国宝及び重要文化財の指定制度に加え、登録有形文化財の登録制度がある（参考資料 P14, 15 参照）。

効に作用し、それが更なる取組につながっていくという好循環の創出が図られるとの指摘もあった。このほか、例えば、書道や日本酒等については、登録制度の活用により、担い手や保護すべき対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけではなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。

コロナ禍による無形の文化財への影響の大きさに鑑み、国は、本報告書の内容を踏まえ、直ちに制度の具体化を進め、実現するよう取り組むべきである。

なお、無形の文化財の登録制度を設けるに当たっては、文化庁長官が必要に応じて行う記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財の選択制度（以下「記録選択」という。）との関係の整理や、地方の指定制度等との関係、既存の登録制度の更なる活用についても検討すべきとの指摘があり、以下のとおり整理している。

ア. 記録選択との関係の整理

無形の文化財に関しては、文化財保護法上、記録選択の制度があり、これまでに無形文化財については 91 件、無形の民俗文化財については 648 件（いずれも令和 3 年 1 月時点）の記録作成等が行われている。

記録選択は、変遷の過程を知る上で貴重なもの（無形文化財）、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なものの（無形の民俗文化財）について、国が自ら記録作成を行うほか、地方公共団体が行う記録作成や公開事業に対して助成を行い、その結果、例えば、担い手等の尽力にもかかわらず後継者が見つからず、継承の途を探すことが極めて困難な状況にあるような文化財に対しては、後世において参照できる記録が保存され、結果として国による指定につながるなど大きな成果を上げている。他方、文化財保護法上、記録選択は指定制度と異なり一過性のものであるため、文化財を継続的に保存するためには課題もある。

したがって、より多様な保存・活用の方策を継続的に取り得るようにするためにも、記録選択に加え、新たに無形の文化財の登録制度を創設することは有意義である。なお、登録された無形の文化財は、その後変容していく可能性もあることから、必要に応じてその変化を記録していくことが必要であるとの指摘のほか、登録制度については記録選択等の既存の制度と整合するものとなるような制度設計が必要であるとの指摘もあった。

イ. 地方の指定制度等との関係

有形文化財においては、平成8年に建造物、平成17年に美術工芸品¹¹等の登録制度が創設されている。

その際、地方の指定制度との関係については、国の登録制度は国及び地方の指定制度を補完するものとの観点から、地方指定制度が優先することとされている。一方で、国として引き続き調査研究する必要があるなど保存・活用のための措置を講ずる必要がある場合に追跡して調査を行うため、所有者等の同意が得られる場合は、国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能である。

今回、無形の文化財に国の登録制度を創設するに当たっては、このような有形文化財における取扱いと同様にすることが適当と考えられる。

したがって、国により登録された無形の文化財が地方公共団体により指定された場合には、国の登録は抹消することを原則とし、国として引き続き調査研究する必要があるなど保存・活用のための措置を講じる必要があり、かつ、保持者等の同意がある場合は、登録を維持することを可能とすることが適当である。

また、地方公共団体の中には、条例等で定める独自の登録制度を設け、地域の無形の文化財について既に保存・活用の取組を進めているところが一定数存在する。このため、今後、文化財分科会等において無形の文化財の登録制度の内容を具体化していくに当たっては、前述の記録選択を含め、こうした先行する地域の取組の状況に留意し、地方公共団体の登録制度とどのようにすみ分けるのか、国・地方全体での文化財保護体系の整合の観点から検討を進めていく必要がある。

ウ. 既存の登録制度の更なる活用

有形文化財の登録制度においては、建造物では1万件を超える登録がされている一方で、コレクションを対象としている美術工芸品の登録は17件（いずれも令和2年12月時点）であり、必ずしも有効に機能していないとの指摘があった。

建造物については、全国的な調査を実施し、将来的に登録され得る建造物を把握することにより、地方公共団体との連携の中で、積極的に登録を進めている¹²。

美術工芸品については、登録基準が、原則として制作後50年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもので、かつ、文化史的意義・学術的価値・歴史上の意義のいずれかを有するものと規定されており、コレクションとして登録することとなつて

¹¹ この報告書において美術工芸品とは、文化財保護法上の有形文化財のうち、建造物以外の絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料及び歴史資料をいう。

¹² 建造物の登録の対象は、登録有形文化財登録基準において原則として建設後50年を経過したもののうち、一定の要件を満たすものとされている。

いることなどから、指定されている件数（1万件以上）と比較しても少ない。

他方、記念物の登録制度（平成17年創設）についても、登録件数は117件（指定は3,000件以上。いずれも令和2年12月時点）となっている。

こうした現状を踏まえ、国においては、既に導入している有形文化財や記念物の登録制度について、幅広い文化財の継承のためにも、更なる活用を図っていくことが求められる。

（2）多様な文化財の保存・活用について

①必要性

生活文化は、長い歴史を通じて日本国民が伝承してきた我が国の伝統的な文化である。その確実な継承は、将来にわたって日本文化の特色と多様性を示すために欠くことができない。また、比較的最近成立した無形の文化財や各地における人々の日常生活を起点とした伝承、さらに、我が国の美術作品で比較的最近制作されたものも、未来の日本文化にとって大切なものである。そこで、これらの特性を慎重、かつ的確に把握した上で、将来に向けた継承のための取組を実施していくことが必要である。

ア. 生活文化等

茶道や華道、書道、食文化等の生活文化については、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められている。例えば茶道については、茶道具や茶室の中には国宝や重要文化財に指定¹³されているものがあり、また、日本文化の発展に貢献したとして文化勲章を受ける者¹⁴もある。さらに、茶道や華道、書道をはじめ、一定の学術的蓄積がある分野もあると指摘されている。

また、生活文化は、例えば書道のように、長い歴史性を有するとともに、時代の経過により書体の変遷や新たな表現が生まれるなどその様式が変化してきているものであることから、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。

加えて、例えば食文化には、しつらえや器も含めて、料理を取り巻く様々な文化的要素が融合して、一つの文化的価値を創出している側面もある。生活文化については、こうした特徴に留意しつつ保存・活用を図ることが重要である。

¹³ 例えば、茶道具としては「志野茶碗（銘卯花壇）」、茶室としては「妙喜庵書院及び茶室（待庵）」が国宝に指定されている。

¹⁴ 茶道裏千家第十五代家元 千宗室氏が文化勲章を受章（平成9年）。

一方で、文化財保護法はこれまで、滅失・散逸のおそれの生じた文化財の緊急的な保護を都度直接的な契機としつつ、文化財としての価値が一定程度定まつたと判断されたものを保護対象とし、その範囲を拡大してきた。こうした経緯を踏まえると、生活文化の中には多様な分野があり、その中で保護すべき対象（わざ、道具）や範囲（担い手（流派等））の裾野が広いため、その特性を踏まえた慎重な議論が必要であるとの指摘があった。生活文化については、わざだけでなく道具等とともに総合的に捉えることも必要な視点であるとの指摘もあった。

生活文化に係る文化財の保存・活用を図っていくに当たっては、こうした指摘を十分に踏まえながら、適切な保護の在り方を検討していく必要がある。

なお、演芸に関しては、重要無形文化財に指定されている落語や講談以外にも、寄席ではマジックや漫才など多様な芸能が演じられている。これらについても、更に議論を重ね、適切な位置付けや継承の在り方について検討していくことが求められている。

イ. 現代の美術作品

第2次世界大戦後（現代）の美術作品に関して、原則として制作後50年を経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされてこなかったが、これらの美術作品の中には、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出してしまったものもあるとの指摘もある。こうした作品については、国内で適切に収蔵・保管していくことは困難になる。

それらの作品の中には、貴重な国民的な財産と言えるものもあり、我が国の多様な文化を守り発信していくため、また、今後も我が国から優れた作品が創出される環境を維持・発展させる観点からも、積極的に文化財として価値を共有することが期待されている。¹⁵

一方で、現代の美術作品については、評価の定まったものばかりではなかったり、制作者が積極的に海外への展開を図った結果として海外へ出ていくものもあったりする。また、これらの美術作品の中には、表現が多岐にわたり保存方法も従来の枠組みでは收まらず、文化財としての評価手法や保護すべき範囲について関係者間で合意が形成されているとは必ずしも言えないものもあり、こうした作品について広く保護の網をかけていくことには慎重な議論を要するといった指摘もある。このため、これまでの文化財保護の考え方に対する基本的立場、今ある

¹⁵ これらの現代の美術作品やその作家等に対しては、これまで、演劇、美術、芸術振興等の分野でその年に優れた業績をあげた者や新生面を拓いた者を対象とした芸術選奨での顕彰や、文化芸術活動への支援も行ってきている。

優れた作品が後世まで保存され、活用されるよう、体系として整合のとれた施策を講じていく必要がある。

②具体的な方策

ア. 生活文化等

茶道や華道、書道、食文化などの生活文化について、我が国の多様な文化財を確実に継承していくため、適切な保護措置を講じることが必要である。

その際、例えば食文化の中には、全国的な広がりのあるものと地域的な特性を有するものがあること、あるいは「ハレとケ」とも言われる生活の中の特別な場面で見られる文化と日常の生活の中に見られる文化とが併存すること、といった視点にも留意する必要がある。また、生活文化は、時代の変化とともに新たな表現形式が生み出されるなど、変化しつつ発展してきたものであることも指摘されており、こうした特性を十分に考慮する必要がある。

そのため、国においては、こうした生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる。その際、必要に応じて、担い手等が作成する記録や調査研究の成果も活用することが考えられるとの指摘があった。

生活文化は、一定の流派や継承者が伝承・発展させてきた、洗練された高度なわざが無形文化財として保護の対象となり得ると考えられる一方で、例えば書道における書き初め、七夕における短冊作りや食文化における郷土食など、国民の日常生活に広く密接に根付いた事象も包摂している。このため、生活文化に係る文化財の継承に当たっては、民間の創意による振興を妨げないよう留意しつつ、その保存を図るとともに、その活用を意識した取組を図ることが重要である。

また、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとにその特徴が大きく異なることから、全ての分野を一様に取り扱うのではなく、それぞれの特徴（例えば、食文化であれば、無形文化財にふさわしいものと無形の民俗文化財にふさわしいものとが存在する）を踏まえつつ、調査研究の蓄積や担い手等の合意形成等の整ったものから適切に文化財保護の体系に取り入れていくことが必要である。

イ. 現代の美術作品

現在、登録制度のある有形文化財については、原則として制作後 50 年を経過したものを見録の基準としているが、特に現代の美術作品の中でも制作後 50 年が経過していないものについては、当該基準を満たす前に、海外に流出したり、散

逸したりするおそれもある。このため、これらの現代の美術作品について、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策を文化財分科会等において検討していくべきである。

その際、現代の美術作品には海外において高く評価されるものがあるため、調査に当たって、全国の美術館等の国際的な知見を持つ専門家の意見も踏まえることが考えられる。なお、登録有形文化財の美術工芸品等の特定美術品¹⁶については、次世代への確実な継承のため、相続税の納税猶予の制度¹⁷があり、当該制度の活用を通じて保存・活用が一層進むことが期待される。

こうした制作後 50 年が経過していないもののほか、制作後 50 年を経過したものであっても、様々な理由からまだ文化財として保護されていないものも多く、その特徴や範囲も含め総合的に保護の在り方を検討していくことが求められる。

(3) 地方公共団体における登録制度について

① 必要性

地方公共団体による文化財の保存・活用の方策としては、文化財保護法に根拠規定のある指定制度と、同法にはこれまで規定がなく、地方公共団体が独自に条例等で定める登録制度等がある。現在、多くの地方公共団体において指定制度が運用されており、約 11 万件以上の文化財が地方指定¹⁸となっている。

一方で、条例等による有形・無形の文化財の登録制度を設けている地方公共団体が 86 団体（3 府県、83 市町村）あり、約 4,900 件の文化財が登録されている（令和 2 年 5 月時点）。この登録件数は、近年増加している。（平成 26 年約 4,400 件から、令和 2 年約 4,900 件に増加）

こうした中、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村において、

¹⁶ 特定美術品とは、国宝、重要文化財の美術工芸品及び登録有形文化財の美術工芸品のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものである。

¹⁷ 特定美術品に係る相続税の納税猶予制度は、個人が、美術館と特定美術品の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画の文化庁長官の認定を受け、その美術館にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税を猶予する制度である。

¹⁸ 地方指定制度については、その保護措置について国による統一的な基準はないが、おおむね、国指定制度に準じた現状変更等の許可制や修理の一部補助などがその内容となっている。

消滅・散逸の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、平成30年に文化財保護法を改正し、地域計画に係る制度を創設しており、現在23市町¹⁹で地域計画が策定されている。

これにより、各地域において、これまで十分に保存・活用されていなかった地域の文化財を改めて見直し、継承のための取組を進めていくことが期待されている。

また、過疎化・少子高齢化が進む中で、地方公共団体においては、それぞれの特性を生かして地方創生を推進することが求められており、その際、地域の文化財の掘り起こしと保存・活用を図る取組は、核となる施策でもある。

こうした状況から、地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体において積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要である。

他方で、現在多くの地方公共団体において実施されている地方指定制度は、特に有形文化財については現状変更等の許可制等がその内容となっており、地域計画の策定に伴って新たに把握された未指定の文化財の保護方策としては、指定制度に加えて、より緩やかな保護方策の検討が求められる。

②具体的な方策

上述の状況を踏まえ、地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当である。

現在、条例等による登録制度を設けている地方公共団体は86団体であることから、制度を法令上位置付けることにより、一層多くの団体において取組が進むことが期待される。

なお、現在の地方公共団体の指定制度や独自の登録制度においては、建造物や美術工芸品など有形の文化財から無形の民俗文化財まで多様な類型の指定・登録がなされており、特に無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた適切な支援を行う観点から、登録制度の活用が有効との指摘があった。

また、地方公共団体の登録制度の法制化に当たっては、国の登録制度等との関係、地方登録を促進するための取組、地方公共団体の体制充実についても検討すべきとの指摘があり、以下のとおり整理した。

¹⁹ 参考資料P47参照。

ア. 国の登録制度等との関係

現在の地方公共団体の独自の登録制度においては、歴史文化基本構想や地域計画、歴史的風致維持向上計画²⁰も踏まえながら、国の指定・登録、地方公共団体の指定を受けていない未指定の建造物を登録するなど、地域の実情やニーズに応じた制度の運用が行われている。

国の登録制度等との関係については、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、国・地方双方から登録されることは原則として望ましくないということを確認した上で、制度設計を図るべきである。また、地域の文化財は地域で守り育てるという観点からは、上述のような地方公共団体における主体的な取組が尊重されることが適当であり、今回創設を提言している登録無形文化財制度等も含め、国の登録制度等の運用に当たっても、地方公共団体への事前の意見聴取等の仕組みも生かしつつ、国と地方との役割を明確にした保護体系を構築する必要がある。

イ. 地方登録を促進するための取組

地域における文化財の保存・活用を促進していくためには、地方公共団体の登録制度だけではなく、財政支援等様々な支援策を含めた総合的な検討が必要である。特に無形の民俗文化財は、地域の人々の生活に根付いた文化財であり、人と地域社会とをどのように保護していくのかという視点が必要との指摘がなされている。そのため、既に条例等で独自の登録制度を設けている地方公共団体の取組を広く共有するなどして、登録制度を希望する多くの地方公共団体が取り組みやすくする工夫が求められる。

また、地域計画に関する制度として、計画の策定過程で市町村が域内の文化財の状況を総合的に調査・把握することとした上で、適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができる²¹こととされている。地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観点からも、地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることも

²⁰ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市町村が作成する。当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針、重点区域の位置及び区域、歴史的風致形成建造物の指定の方針等について記載する。

²¹ 文化財保護法第183条の5。地域計画が国の認定を受けた場合、計画期間内において、域内の文化財について国登録の提案ができる。地方文化財審議会の意見を聞くことが必要であるが、国は、提案を受けた場合、当該文化財を登録するか、又は登録しない場合、その理由を示さなければならない。

考えられる²²。

ウ. 地方公共団体の体制充実

地域における文化財の保存・活用を進めていくに当たり、地方公共団体における文化財の各分野の専門人材の不足が課題になると指摘が多い。地方公共団体において、登録制度の趣旨を踏まえて積極的な文化財保護の取組が行われるためには、幅広い分野の専門人材の確保に加え、中長期的な視野で人材育成を進めながら、体制の充実を図ることが必要である。

その際、域内の大学との連携により、人材育成や文化財保護の取組を推進している事例も報告されており、域内外の大学等の高等教育機関や、ヘリテージマネージャー²³、史料ネット²⁴等の文化財保護を支える団体、各種学会との幅広い連携を進めていくことは、地域における体制充実のための施策の参考になると考えられる。また、様々な手段で全国に広く協力を呼びかけていくことも重要である。

²² 地域計画に関する国登録提案制度において国に応答義務（注21参照）があるのは、総合的把握・調査及び地方文化財審議会による審議により、域内の関連文化財を見渡した専門的・学術的な比較検討が担保されているためである。このため、地方登録文化財について国登録提案制度を設ける場合にも、地方公共団体における同様の取組が担保され得る仕組みとすることが考えられる。

²³ 地域歴史文化遺産保全活用推進員ともいう。平成7年の阪神・淡路大震災の教訓として、平成8年に建造物に関する登録制度が創設されたことを受け、兵庫県では、登録件数増や登録文化財の保全を担う人材が少なかったことを契機に、（社）兵庫県建築士会との協働で養成講習会を開始。その後、徐々に各県に広がり、（公社）日本建築士会連合会の支援や、平成24年に全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会が設立され、ほとんどの県で人材養成が行われている。

²⁴ 全国に様々な史料ネットが存在。古くは、兵庫県において、平成7年に関西に拠点を置く歴史関係の学会を中心に、阪神・淡路大震災で被災した歴史資料保全のために開設。大学教員、学生、史料保存機関職員、地域の歴史研究者等がボランティア参加する団体。東日本大震災や各地の災害による被災地の歴史資料保全支援、日常的な歴史資料保全活用を広く行なっている。

3. 今後に向けて

今般、平成 29 年の文部科学大臣からの諮問を踏まえつつ、特に無形の文化財の継承に向けて取り組むべき方策を提言しているところであるが、前述の 2. において述べた具体的な方策を推進していくため、以下の点について、国・地方の取組として期待されるところであり、関係者には積極的な対応を期待したい。特に、国においては、今後以下に挙げた取組を進めていくに当たっては、既存の制度との整合を図り、既に取組を実施している地方の文化財行政にも配慮するよう努めるとともに、担当する文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等における審議体制を整えていく必要がある。

(1) 指定文化財の確実な保護

今回創設する無形の文化財を含む登録制度について、指定制度を補完する幅広い保護措置との趣旨に沿った運用とすることは当然であるが、そのために、手厚い保護の求められる重要無形文化財や重要無形民俗文化財といった指定文化財の指定や支援措置がおろそかになってはならない。国においては、指定文化財の確実な保護も念頭に置きつつ、登録制度の積極的な運用を行っていくよう求めたい。

(2) 地域の取組への期待

現在、各地方公共団体において、地方創生の推進等の観点を含めて様々な取組が進展しつつあるが、幅広い文化財の継承のためには、まずはそれぞれの地域における未指定の文化財を含めた調査・把握が不可欠であり、特に市町村における地域計画の策定の取組が進むことを期待したい。また、この地域計画策定の過程で把握された文化財については、地方指定及び今回検討した地方登録の枠組みを組み合わせながら、地域において適切に文化財として位置付けるなど、積極的な保存・活用の取組が進むことを期待したい。

また、そのためには、地域における文化財の保存・活用に係る体制の充実が不可欠であり、国においては、上記のような地域の積極的な取組を促すべく、財政的措置を含めた支援策を講じるよう求めたい。さらに、国においては、各地方公共団体との連携を図るとともに、文化財保存活用支援団体²⁵等の活用についても積極的な周知を図ること等により、地域における人材確保や資質向上に向けた取組を充実させ

²⁵ 文化財保存活用支援団体は、市町村が、当該市町村内の文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、文化財について専門的知識を有する団体、地域の文化財の保存会やNPO 等の民間団体を指定する制度。行政と民間が協力しながら、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことを目的として、平成 30 年の文化財保護法改正時に創設された。

ることを期待したい。

（3）生活文化等に関する調査等の取組

生活文化等の文化財については、生活様式の変化や少子高齢化等による担い手不足の影響を受け、その存続が危ぶまれる状況にあるが、今般のコロナ禍によってその継承がより一層困難なものとなっているため、各地域において、ポストコロナを見据えた取組の実施が急がれる。国においては、生活文化等の保存・活用に向けた調査を速やかに実施するとともに、地方公共団体や担い手等によるポストコロナにおける文化財の保存・活用を積極的に支援することを求めたい。

なお、同様に、我が国の文化を体現する映画、漫画、アニメやゲームに関する歴史上・芸術上価値の高い資料・作品など、近代以降の様々な文化の保護の在り方についても検討を求めたい。

報告書の概要

文化審議会 企画調査会報告書

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

＜概要＞

令和3年1月15日

1. 文化財を取り巻く現状と課題

(1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、文化芸術基本法に規定されている生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）の分野に係る文化財についても、保存・活用の必要性の認識が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による担い手不足等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による公演や地域の祭り等の中止・延期も相まって、これら無形の文化財の継承のための活動が十分に行われないおそれのある危機的な状況
- 制作後50年を経過していない美術作品について、国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、これまで文化財保護法の対象とされていない。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く海外に流出するものも散見

(2) 課題

- 生活文化や現代の美術作品など現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財について、その特性に応じた継承を図る必要
- 無形の文化財は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、幅広く保存・活用の措置を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が進む中で、地域の実態に合わせた多様な取組が求められ、その充実が必要

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

① 必要性

- 平成18年にユネスコ無形文化遺産保護条約が発効し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、無形の文化財の継承に対する認識が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、コロナ禍で継承が十分に行われないおそれのある危機的状況

② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設が適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

(2)多様な文化財の保存・活用について

①必要性

ア. 生活文化等

- 生活文化は、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

イ. 現代の美術作品

- 第2次世界大戦後（現代）の美術作品に関して、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、積極的に文化財として価値を共有することが期待される

②具体的な方策

ア. 生活文化等

- 生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施

イ. 現代の美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策を検討していくべき

(3)地方公共団体における登録制度について

①必要性

- 地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体が積極的に保存・活用を進められるようにすることが必要

②具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適當

3. 今後に向けて

文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等の審議体制を整えるとともに、以下の取組を進めていくことが必要。

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の確実な保護、登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域の取組への期待（市町村における地域計画の策定の促進、地域における体制の充実）
- (3) 生活文化等に関する調査等の取組（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）

參考資料

— 参 考 資 料 目 次 —

○文化審議会体系図	1
○企画調査会の開催について	2
○文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について	3
○令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿	4
○令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会におけるこれまでの審議の経緯	5
○企画調査会における主な検討事項	6
○国・地方における文化財の保存・活用の制度イメージ	9
○文化財に関する基礎資料及び無形の文化財等について	10
○多様な文化財について	23
○地方における文化財保護の状況	33

文化審議会体系図

文化審議会

令和2年10月現在

- ・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

- ・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

- ・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

- ・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

- ・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

- ・博物館の振興に関する事項の調査審議

国語分科会

- ・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

著作権分科会

- ・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

- ・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

文化功労者選考分科会

- ・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

企画調査会

- ・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関すること

第一専門調査会

- ・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

- ・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

- ・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

- ・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

- ・民俗文化財に関すること

企画調査会の開催について

令和2年10月16日
文化審議会文化財分科会決定

＜開催の必要性＞

かねてから、伝統的な芸能や古くから続く地域のお祭りなどについては、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等の理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていると指摘されている。一方、近年、書道、食文化等の生活文化をはじめとした様々な文化的所産については、文化財やユネスコ無形文化遺産としての位置付けに関する議論が寄せられており、こうした文化財としての価値付けの定まってない分野等の文化的所産について、保存及び活用の在り方の検討が求められているところである。

こうした状況の中、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動の機会が減少したことにより、生活文化を始め多種多様な文化財についてその継承状況はより一層厳しいものとなっている。

他方、平成29年、文部科学大臣による諮問「これから文化財の保存と活用の在り方について」を受け、文化財分科会に設置した企画調査会において検討を行い、翌年には、地域における文化財の計画的な保存及び活用の促進等を図るために、文化財保護法が改正されたところであるが、当時の企画調査会の議論の中で、無形文化財や民俗文化財に関する検討をより深く進めるべきではないかとの意見が出されていたところである。

また、近年、文化財の活用が強く求められており、無形文化財等だけでなく有形文化財等の保存及び活用並びに地域における更なる保存及び活用も求められているところである。

上述の動き及び平成29年当時の企画調査会での議論を踏まえ、文化財分科会の下に企画調査会を開催し、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方を中心に更に検討を行うこととする。

＜主な調査事項＞

- 無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等について

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

平成29年5月19日
文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第2条第2項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査を行う企画調査会を設置する。

2. 調査事項

- (1) これから時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策
- (2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財行政の新たな展開
- (3) 文化財を確実に継承するための環境整備
- (4) その他

3. 企画調査会の構成

分科会長及び分科会長が指名する文化財分科会委員及び専門委員により構成する。

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

- ・ 岩崎 奈緒子 京都大学教授
- ・ 甲斐 昭光 兵庫県教育委員会事務局文化財課長
- ◎・ 小島 孝夫 成城大学芸術学部教授
- ・ 児島 やよい キュレーター、明治学院大学非常勤講師
- ・ 齊藤 裕嗣 東京文化財研究所客員研究員
- ・ 島谷 弘幸 九州国立博物館長、文化審議会文化財分科会長
- ・ 滝 久雄 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、公益財団
法人日本交通文化協会理事長、株式会社エヌケー
ビー取締役会長・創業者
- ・ 竹内 由紀子 女子栄養大学准教授
- ・ 都竹 淳也 飛驒市長
- ・ 鍋島 稲子 台東区立書道博物館主任研究員
- ・ 松田 陽 東京大学准教授

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会におけるこれまでの審議の経緯

○企画調査会の開催決定（文化財分科会）：令和2年10月16日（金）

○第1回

日 時：令和2年10月28日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)企画調査会長の選任等について、(2)無形文化財及び無形の民俗文化財の保存
及び活用の在り方等について、(3)その他

○第2回

日 時：令和2年11月11日（水）14:00～17:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第1回の主な意見について、(2)関係者からのヒアリングについて、(3)その他
・佐々木正直氏（群馬県立館林美術館 特別館長）

・菊池健策氏（東京文化財研究所 客員研究員）

・竹原学氏（松本市教育委員会 文化財課長）

・甲斐昭光氏（兵庫県教育委員会事務局 文化財課長）

・熊倉功夫氏（MIHO MUSEUM 館長、ふじのくに茶の都ミュージアム館長）

・高木聖雨氏（公益財団法人全国書美術振興会 代表理事・理事長）

・中澤弥子氏（長野県立大学教授、文化庁の食文化WG 委員）

・山本豊津氏（東京画廊 代表）

・三笑亭夢太朗氏（一般社団法人日本演芸家連合 代表理事・会長、公益社団法人
落語芸術協会 理事）

○第3回

日 時：令和2年11月20日（金）10:00～12:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第2回の主な意見について、(2)これまでの議論の整理（案）、(3)その他

○第4回

日 時：令和2年12月2日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第3回の主な意見について、(2)企画調査会における審議のまとめ（たたき台）、
(3)その他

○企画調査会における審議のまとめ（たたき台）に関する意見募集の実施

（令和2年12月7日（月）～令和2年12月16日（水））

○第5回

日 時：令和2年12月24日（木）14:00～16:00

場 所：オンライン会議にて開催

議 題：(1)第4回の主な意見について、(2)企画調査会報告～無形の文化財及び無形の
民俗文化財の登録制度の創設に向けて～（案）、(3)その他

企画調査会における主な検討事項

- 1 無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。
- 2 今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。
- 3 地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。
- 4 上記の他、無形文化財や無形の民俗文化財等の保存及び活用に関する課題について。

現行文化財保護法の類型等について

指 定	登 錄
<p>〔 所有権・流通等への保護規制 修復・継承への支援 〕</p>	<p>〔 緩やかな保護 多様な文化財をリスト化 〕</p>
【A-1】有形文化財 建造物、美術工芸品	<input type="radio"/>
【A-2】有形民俗文化財 衣食住の用具等	<input type="radio"/>
【B-1】無形文化財 芸能、工芸	制度なし
【B-2】無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	制度なし

※地方の登録は、保護法上 の根拠規定なし

- ＜事業内容＞
- 地域に眠る、現時点では価値付けが定まっているない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財等の多種多様な文化的所産について、担い手等からの要望も踏まえつつ、その文化財としての価値を調査し、新たな文化資源として適切に保存・活用を図っていくことが必要。
 - 特に、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりその継承に課題を抱える無形の文化財等について、緊急に調査を行う必要がある。
 - このため、文化庁長官が必要と認めるものについて、専門機関の協力を得ながら機動的にその文化財としての価値を調査し、保護方策の検討につなげる。

◆無形の文化的所産調査【新規】



- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、伝承等に係る取組の実施が一層に困難になっていると想定されるところ、将来的に国が保護すべき対象を早急に把握するため、例えば近代に成立・発展した風俗慣習や芸能等の無形の文化的所産の分布及び伝承状況を調査する。

◆文化財指定等に向けた国内外の食文化の現況調査【新規】



- 食文化の文化財指定・登録やユネスコ無形文化遺産申請を早急に推進するため、食に関するわざ・習俗等の詳細な分布や実態について緊急かつ重点的に調査を行う。

◆生活文化調査研究事業



- 平成30年度までの生活文化に関する基礎的な実態調査を踏まえ、令和2年度から書道、茶道、華道の詳細調査を実施しており、令和3年度以降も生活文化や国民娯楽の分野について詳細調査を実施する。

国・地方における文化財の保存・活用の制度イメージ

※下線は制度改正等の検討事項

継続的な保存・活用の措置

一時点の
記録作成

地方指定

- ・国指定以外の文化財で各地方公共団体の区域内に存するもののうち、重要なものを指定。
- ・条例による独自の措置として、許可制を基本とし、国指定に準ずる手厚い保存・活用を図るのが多い。

国指定

- ・有形文化財、無形文化財、記念物等のうち重要なものを指定。
- ・許可制を基本とし、手厚い保存・活用を図る。

法律上の保護

価値の顕在性

地方登録

- ・国指定・登録及び地方指定以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録。
- ・条例による独自の措置として、届出制を基本としつつ、保護措置の実態は多様。

国登録

- ・国指定及び地方指定以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録。
- ・届出制を基本とし、緩やかな保護を図る。

見聴取等を
通じた調整

※条例のみ →制度化

【記録選択】
我が国の芸能や工芸技術等の変遷の過程を知る上で貴重なもの等を記録・保存。

⑨

※国登録は、指定制度（国・地方）を補完する位置付け。

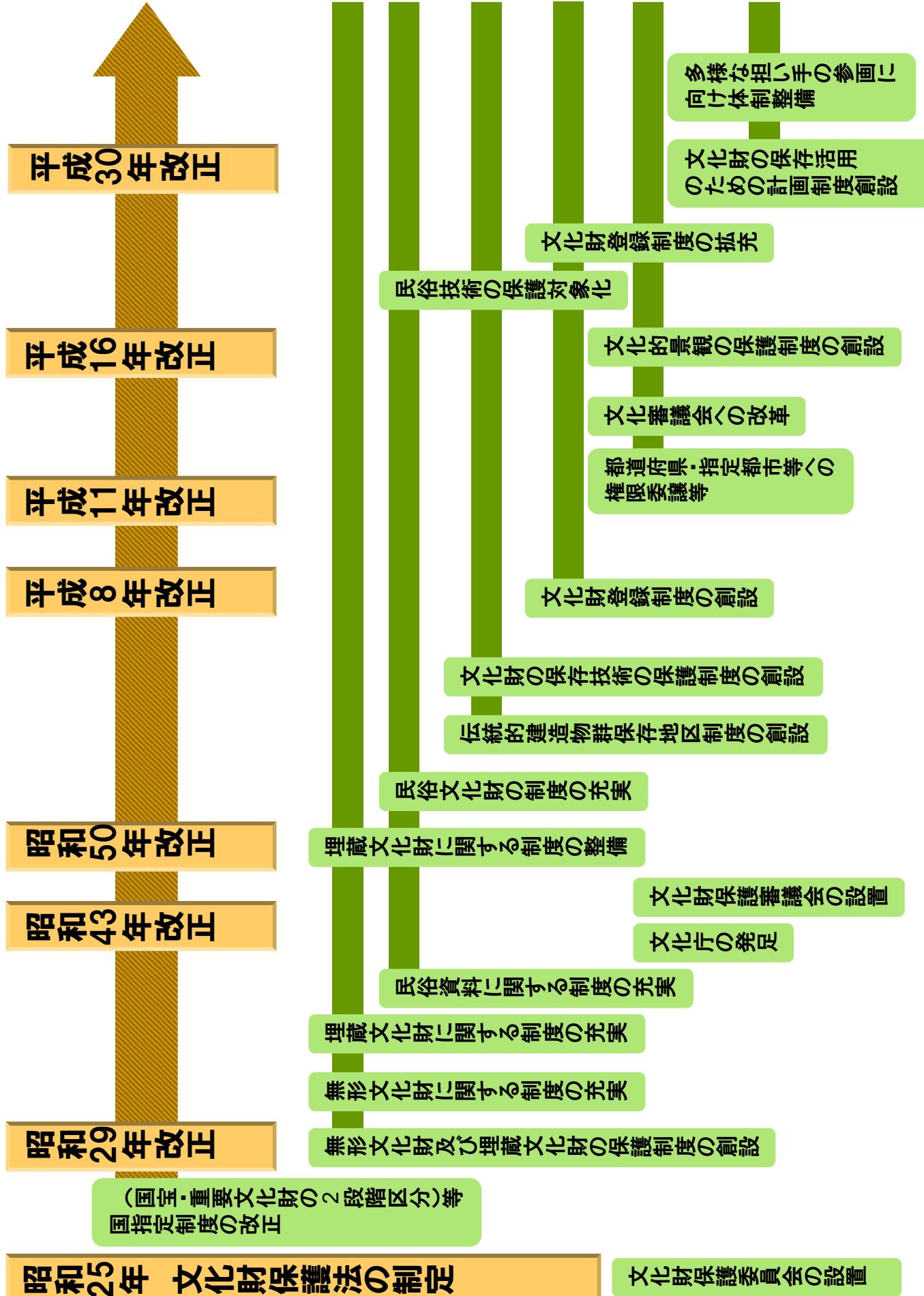
保護に至る前

長官調査 【予算事業】

【長官調査】
現在の文化財保護法の体系では十分な保護措置がとられていない分野・文化財等について、国として調査研究を行い、適切な保存・活用の方策について検討。

文化財に関する基盤資料及び
無形の文化財等について

文化財保護法の変遷



昭和 8 年 重要美術品等ノ保存ニ關スル法律
昭和 4 年 国宝保存法
大正 8 年 史蹟名勝天然記念物保存法
明治 30 年 古社寺保存法
明治 4 年 太政官布告・古器旧物保存方

総論

文化財保護法について①

○昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに議員立法として昭和25年に成立。

【目的】

文化財を保存し、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。

【定義】

「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。

【任務と構造】

- ・ 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるよう、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たつて関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- ・ 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用に努めなければならない（第4条①、②）。



〔 無形民俗文化財
重要文化財
青森のねぶた 〕



〔 文化的景観
重要文化的景観
宇和海狩浜の段畠と農漁村景観 〕



〔 有形民俗文化財
重要有形民俗文化財
伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具 〕



〔 伝統的建造物群保存地区
重要伝統的建造物群保存地区
若狭町熊川宿伝統的建造物群保存地区 〕



〔 無形文化財
重要無形文化財
「京舞」保持者「井上八千代」 〕



〔 記念物
(特別史跡 五稜郭跡)
有形文化財
黒韋威胴丸兜 大袖付 〕



文化財保護法について②

文化財保護(=保存+活用)の法律上のスキーム

- **国の役割:**
 - ・重要な文化財の指定・選定・登録
 - ・所有者に対する修理等に関する指示・命令等
 - ・現状変更等の規制・許可、輸出の制限
 - ・修理・公開等への補助、税制優遇措置 等
- **所有者の役割:**
 - ・所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
 - ・文化財の管理・修理・公開
 - ・重要な文化財等の国に対する売渡しの申出
- **地方自治体の役割:**
 - ・文化財保護条例の制定
 - ・国指定を除く文化財の指定 等
- **罰則:**
 - ※ 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

管理・公開の考え方(重要文化財(建造物・美術工芸品)の例)

※建造物と美術工芸品の指定類型はともに「重要文化財」であり同一の条項で規定されている

- **管理:**
 - ・文化財の管理義務は、所有者が有する。
 - ・特別な事情のある場合、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- **公開:**
 - ・文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
 - ・所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等(公開承認施設)の場合は事後の届出で足りる。

文化財の体系と国指定・登録等の文化財件数

- ・ 件数は令和3年1月1日現在。
- ・ 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

文化財	指定	登録
	（ 所有権・流通等への保護規制 修復・継承へ支援 ）	（ 緩やかな保護 多様な文化財をリスト化 ）
有形文化財 建造物、美術工芸品	国宝 228件(建造物) 897件(美術工芸品)	登録有形文化財 12,681件(建造物) 17件(美術工芸品)
重要文化財	2,523件(建造物) 10,808件(美術工芸品)	
有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	重要有形民俗文化財 223件	登録有形民俗文化財 45件
無形文化財 芸能、工芸技術	重要無形文化財 112件	- (制度なし)
無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	重要無形民俗文化財 318件	- (制度なし)
その他…記念物 （史跡1,847件、名勝422件、天然記念物1,031件）、 文化的景観 （重要伝統的建造物群保存地区 65件）、伝統的建造物群保存地区	（重要文化的景観 120件）	（重要文化的景観 120件）

※このほか、文化財の保存技術の選定制度（選定保存技術）及び埋蔵文化財の制度がある。

(参考) 登録有形文化財（美術工芸品）

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書、考古資料、歴史資料、考古資料、歴史資料などとの有形の文化的所産で、我が国にとつて歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「美術工芸品」と呼んでいる。
文化財保護法の一部改正によって、平成17年に「文化財登録制度」が導入された。関係地方公共団体の意見を踏まえ、保存及び活用についての措置が特に必要とされる美術工芸品について、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録している。

(令和2年9月30日現在 17件)

	登録年月日	種別	名 称	員数
1		工芸品	有田磁器(柴田夫妻コレクション)	10,311点
2	平成18年3月31日	考古資料	飛騨地域考古資料(江馬修蒐集品)	9,524点
3		歴史資料	建築教育資料(京都帝國大学工学部建築学教室旧蔵)	2,653点
4			紙芝居資料	5,652点
5	平成20年3月7日	書跡・典籍	松原本文庫(松原恭讓蒐集仏書資料)	1,090点
6		歴史資料	工業技術資料(日本工業大学収集)	178点
7		工芸品	並河靖之七宝資料	1,662点
8	平成20年7月10日	考古資料	越中地域考古資料(早川莊作蒐集品)	1,699点
9		歴史資料	工藤利三郎撮影写真ガラス原板	1,025点
10	平成21年7月10日	歴史資料	ボードイン収集紙焼付写真	528点
11	平成22年6月29日	工芸品	福井県陶磁器資料(水野九右衛門コレクション)	1,642点
12	平成23年6月27日	考古資料	本山彦一蒐集考古資料	18,945点
13		歴史資料	彩色設計図集	632点
14	平成24年9月6日	考古資料	諏訪地域考古資料(藤森栄一蒐集品)	59,628点
15	令和元年7月23日	歴史資料	建築教育・研究資料(仙台高等工業学校建築学科旧蔵)	1437点
16			官立高等教育機関官営組織近代建築図面(東北帝國大学官営繪課旧蔵)	1,139点
17	令和2年9月30日	歴史資料	近代教科書関係資料(玉川大学収集)	12,728点

【登録基準】

建造物以外の部
建造物以外の有形文化財(重要文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として製作後五十年を経過したものであつて歴史的若しくは系統的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいづれかに該当するもの
一文化史的意義を有するもの
二学術的価値を有するもの
三歴史上の意義を有するもの

(参考) 文化財保護法 参照条文

1. 重要有形民俗文化財(指定)

- ◇ 文化財保護法第七十八条
・文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に…（中略）…指定することができます。

2. 登録有形民俗文化財

- ◇ 文化財保護法第九十条第一項
・文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つていているものとされるとされるもの）を除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができます。

3. 重要無形民俗文化財(指定)

- ◇ 文化財保護法第二条第一項
・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の理解のため欠くことのできないもの（三号）
- ◇ 文化財保護法第七十八条第一項
・文部科学大臣は、…（中略）…無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができます。

4. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

- ◇ 文化財保護法第九十一条
・重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。
- ◇ 文化財保護法第七十七条第一項
・文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

5. 重要無形文化財(指定)

- ◇ 文化財保護法第二条第一項
・無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（二号）
- ◇ 文化財保護法第七十七条第一項
・文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができます。

6. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

- ◇ 文化財保護法第七十七条第一項
・文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができます。

文化財保護法の各制度の概要（有形文化財、無形文化財及び無形の民俗文化財）

制度の目的 (創設時期)	有 形		無 形		無形民俗	
	指 定	登 録	指 定	指 定	記録選択	
永久的な保護を目的。強い規制と手厚い保護措置。 (昭和25年)	所有者等の自主的保護に期待。届出保護措置。 (建造物:平成8年) (美術工芸品:平成17年)	価値の高い伝統的な「わざ」を広く保証。保護措置は、届出制と伝承者養成等への補助。 (昭和29年)	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なものを保護。伝承者養成等への補助。 (昭和50年)	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なものを保護。伝承者養成等への補助。	文化財の価値に鑑み、特に必要とされるものについて、その記録を作成、保存又は公開。 (無形:昭和29年) (無形民俗:昭和50年)	
保護の対象 有形文化財のうち重要なものの 要とされるもの	その文化財としての価値にかんがみ 保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	無形文化財のうち重要なもの	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なもの	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの	変遷の過程を知る上で貴重なもの。 (無形民俗)	
指定・登録の 件数 17	建造物:2,523(5,241棟) 美術工芸品:10,808	建造物:12,681件 美術工芸品:17件	各個認定:76件・112人 保持団体等認定:30件	318件	(無形)91件 (無形民俗)648件	
規制等	・現状変更の許可制 ・所有者等変更の届出制 ・管理等に関する命令又は勧告 など	・現状変更の届出制 ・所有者等変更の届出制 ・管理等に関する命令又は勧告 など	・保持者等変更の届出制 ・保存に関する助言又は勧告 など	・保存に関する助言又は勧告 など	・保存に関する助言又は勧告 など	
所有者等による 公開	・勧告又は命令 ・指示、停止/中止命令	・指導又は助言	・勧告	・勧告	-	
支援措置 17	・税制 (※国税では、所得税、法人税、相続税、贈与税) ・地財措置 ・国庫補助	・税制 ・地財措置 ・国庫補助(設計監理、公開活用)	・税制 (※公益法人が取得・所有する能楽の公演のための施設) ・地財措置 ・国庫補助	-	-	・国庫補助(記録作成や公開事業への助成)

※指定件数等は、令和3年1月1日現在

登録無形文化財・登録無形民俗文化財・地方登録文化財に関する支援

登録無形文化財・登録無形民俗文化財に関する支援

【登録無形文化財】

国庫補助	伝承者養成、普及・啓発事業、調査・記録作成の支援(検討中)
地財措置	(登録の状況を見つつ今後要望)
税制優遇	一

(参考：重要無形文化財)

国庫補助	特別助成金、伝承者養成、普及・啓発事業、記録作成の支援等
地財措置	都道府県:320,000円(特交措置) 市町村:300,000円(同上) 等
税制優遇	公的社団・財団法人が所有する重要な無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地) : 1/2課税(不動産取得税、都市固定資産税、都市計画税)

【登録無形民俗文化財】

国庫補助	伝承事業、活用事業(検討中)
地財措置	(登録の状況を見つつ今後要望)
税制優遇	一

(参考：重要無形民俗文化財)

国庫補助	用具の修理・新調、施設の修理・防災、伝承者養成 等
地財措置	都道府県:80,000円(特交措置) 市町村:590,000円(同上) 等
税制優遇	一

地方登録文化財に関する支援(地方財政措置)

(参考：地方指定文化財)

対象団体	通常	災害復旧	災害復旧
都道府県	(登録制度の状況を見つつ今後要望)	(今後要望)	経費の8割 を措置
市町村	(無形文化財及び無形の民俗文化財について、 登録制度の状況を見つつ今後要望) 参考:現行の措置 建物:50,000円 美術工芸品:10,000円 有形民俗文化財:10,000円 記念物:10,000円	(今後要望)	経費の8割 を措置

無形文化財（芸能・工芸技術）について

- 無形の文化財は、人間のわざ”そのもの”であり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されるため、国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらとのわざを高密度に表現・体得している者又は団体をして認定している。
- 重要無形文化財の保存のため、国は、重要無形文化財の保持者に対して特別助成金を交付しているほか、保持団体や地方公共団体が行う無形文化財の伝承者養成事業、公開事業等に対し、その経費の一部を補助している。

関連規定

- ◇ 無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（文化財保護法第2条第1項第2号）
- ◇ 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる（文化財保護法第71条第1項）

重要無形文化財指定種別

- 【芸能】**
雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊
音楽、舞踊、演芸
- 【工芸技術】**
陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工
人形、手漉和紙

高密度に体現・体得している保持者又は保持団体を認定

《各個認定》（76件、111名）
重要無形文化財に指定される芸能又は工芸技術を高密度に体現体得している者を認定

《総合認定》（14件、14団体）
重要無形文化財に指定される芸能を二人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定

《保持団体認定》（16件、16団体）
重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、そのわざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定



重要無形文化財「京舞」
保持者「井上八千代」



重要無形文化財「蒟蒻」
保持者「大谷早人」

- 【芸能】**
総合認定保持者の追加認定：
雅楽、人形淨瑠璃文楽、能楽、常磐津節、清元節、長唄

令和2年度事例

- 【工芸技術】**
各個認定保持者の追加認定：
蒟蒻

記録/作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択

無形の民俗文化財について

- 民俗文化財とは、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する「風俗慣習、民俗芸能、民俗技術」及びこれらに用いられる「衣服、器具、家屋、その他の物件」など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないもの。
- 無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要無形民俗文化財」に指定し、その伝承者養成や用具の修理等に係る経費の一部を補助している。また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、記録作成等に係る経費の一部を補助している。

関連規定

- ◇ 民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他のおでけの物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- ◇ 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。
- ◇ 文化庁長官は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国(は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。



近年の指定事例

【風俗慣習】

・会津の御田植祭り
・間々田のじやがまいた

【民俗芸能】

・近江湖南のサシヤレ踊り
・因幡・但馬の麒麟獅子舞

【民俗技術】

・与論島の芭蕉布製作技術
・輪島の海女漁の技術

重要無形民俗文化財指定種別

【風俗慣習】

生産・生業、人生儀礼、娯楽・競技、
社会生活、年中行事、祭礼

【民俗芸能】

神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、
延年・おこない、渡来芸・舞台芸等

【民俗技術】

衣・食・住、生産・生業

重要無形民俗文化財に指定

記録作成等の措置を講ずべき
無形の民俗文化財に選択

(参考) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度について

芸能分野

- 選択制度の趣旨
変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置(記録保存)を図ること。
(1)芸能史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
(2)時代の推移、変遷によって、次世代への継承が望めないもの。

2. 選択の実態

近年は、指定に至るには、研究が不十分あるいは実演家の実態の把握が不十分などを当該制度で選択し、複数年にかけて国庫補助を活用し記録作成している。

<事例>

- ・講談(平成9年選択、平成14年度指定)
事業期間 平成11年度～15年度
- ・琉球古典等曲(平成28年選択)
事業期間 平成30年度～令和4年度

工芸分野

- 選択制度の趣旨
変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置(記録保存)を図ること。

- (1)工芸史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
(2)伝承者の養成が進んでおらず次世代へのわざの継承が困難なもの。

2. 選択の実態

- (1)(2)の記録を作成してきたが、昭和55年以降は選択制度が活用されていない。

(参考) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択制度について

1. 選択制度の趣旨

日本の各地に伝承される風俗慣習や民俗芸能、民俗技術のうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置(記録保存)を図ること。

 - (1) 過疎化や少子高齢化等によって伝承の存続が難しく、記録作成等の必要性が認められるもの。
 - (2) 広域的に伝承されており、分布や伝承状況等について詳細な調査が必要なもの。

2. 選択の実態

無形の民俗文化財については、毎年5件程度を選択しており、令和3年1月現在で、選択件数は648件である。選択した後は、国庫補助事業を活用し、記録の作成が行われている。(なお、国指定された重要無形民俗文化財のうち、約6～7割程度が記録選択を経ている。)

<事例>

- ・「会津の御田植祭」(平成27選択 平成31年指定)
事業期間：平成28～29年度
- ・「吉田の火祭」(平成12年選択 平成24年指定)
事業期間：平成15～16年度



【会津の御田植祭】



【吉田の火祭】

多様な文化財について

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に關する施策に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に關する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に關する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自立的な活動の促進を旨として、文化芸術に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第三章 文化芸術に關する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これららの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用してした芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るために、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これららの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及の支援そのため、これららに關する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に關し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

生活文化の概要

- 定義
文化芸術基本法第12条において、「生活文化（茶道、華道、書道、香道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）」と規定。
- 現況
 - ・生活様式の変化や少子高齢化などによる担い手不足の影響を受け、その継承が危ぶまれる状況。
 - ・分野によりその特色や担い手のまとまりなどがそれまで異なり、分野によってはユネスコ無形文化遺産の登録を目指すところもある。

生活文化の主たる分野

- (1) 人々の暮らしの中で嗜られてきたもの
(以下は文化庁「平成29年度生活文化等実態把握調査事業報告書」に基づく例示)

茶道、華道、書道、煎茶道、香道
和装、礼法、短歌、俳句、川柳、盆栽、錦鲤
- (2) 主に生活の営みと密接に関わるもの
①民俗文化財[文化財保護法に基づき保護]
風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
- ②その他
食文化 等

特徴 ※上記（1）に関するもの

- お稽古事や趣味として、また、生活の営みそのものとして広く親しまれてきた。
- プロフェッショナルからアマチュアまで、幅広い層が担っている。
- 人々の生活の変化や嗜好の変化に応じて、発展と継承の工夫が行われており、可変性がある。
- 所作や道具原材料、しつらいなどが一体となって構成されており、産業としての広がりがある。

支援策

- ◇生活文化調査研究事業
生活文化における課題や展望等の実態を把握
- ◇伝統文化親子教室事業
次代を担う子供たちに対して、伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供
- ◇生活文化振興等推進事業
従来とは異なるアプローチにより生活文化の新たな需要を創出

食文化の概要

- 豊かな自然に恵まれた我が国では、食に関する多様な習俗・「わざ」が形成。しかしながら、近年、生活様式の変化等により、食の習俗・「わざ」が十分に継承されず、その特色が失われつつある。
- 平成25年、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習としてユネスコ無形文化遺産に登録。「和食」の保護・継承の取組が進められてきたところ。
- 文化政策においては、平成29年の文化芸術基本法改正で、国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記。
- 令和2年、文化庁に参事官（食文化担当）を新設。8月、文化審議会文化政策部会に食文化ワーキングを設置し、食文化の振興方策について検討。



法制度等における「食文化」の位置づけ

文化芸術基本法

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽…（中略）…等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

食育基本法

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある疊れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

食文化WGにおける検討状況

- 食文化政策の基本的考え方、文化財制度による食文化の保存・活用及びその他の食文化振興の方策について検討。
- 関係者ヒアリングを含め3回開催（令和2年末時点）。年度内にとりまとめ予定。
＜これまでの主な意見＞
 - ・ 基本的な食文化の継承に危機感。また、国内では食が文化である認識が不十分。国民が意識するきっかけが重要。
 - ・ 食文化を重要な無形文化財として指定するには、現時点では学術的に評価する基盤が整っていない。ボトムアップの取組が重要。また、指定に向けた基盤が整うまでの間を補完する制度検討が必要。
 - ・ 文化財行政の中で食文化を適切に位置づけ、保存と活用の両輪の方策を示せれば、無形文化では世界の先駆けとなる。
 - ・ 地域で一つ一つ食文化を残していくこと、また料理だけでなく配膳など様々な点から捉えることも、食文化の多様性に繋がる。

現代の美術作品について

- 第2次世界大戦後(現代)の美術作品の中には、近年、国際的な評価が高まり、購買力の高い海外のコレクターに評価され、海外に流出してしまっているものもある。それらの中には、貴重な国民的な財産と言えるものがあり、積極的に文化財として価値を共有することが期待される。
- これまで文化庁では、新進芸術家の育成に係る支援や、現代美術に関する基礎的な情報の蓄積など我が国におけるアート・エコシステムの形成に向けた取組を行っている。
- 現行の文化財保護法の枠組みでは、制作後50年を経過していない作品は保存・活用の対象とはされてきておらず、制作後50年を経過したものその多くはまだ文化財として保護されていない。

これまでの文化庁としての取組

- 美術品公開促進法に基づく「登録美術品」の対象に、「存命中の作家」の作品を追加。
(令和2年度税制改正大綱)
- 文化財保護法に基づく相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを加える。
(令和3年度税制改正大綱)
- 新進芸術家を対象に、公演・展覧会等の実践的な研修機会の提供や幅広い知識を得るためにワークショップやセミナーの実施を行うとともに、海外での実践的な研修に従事する機会の提供を行う。
(新進芸術家育成関係予算 令和3年度予算額(案)1,521百万円)
- 現代美術に関する基礎的な情報の蓄積や国内アート市場の活性化に向けた環境整備などの取組を行う。
(我が国におけるアート・エコシステムの形成 令和3年度予算 (案) 192百万円)

海外オークションで高値取引された作品例

Sotheby's香港コンテンポラリーアートタイプニングセール (2020年7月8日) 落札額上位10作品

アーティスト	作品名	落札額(HKD)	国籍
1 DAVID HOCKNEY	30 SUNFLOWERS	114,827,000	英国
2 CLYFFORD STILL	PH-306	64,141,500	米国
3 LIU YE	LEAVE ME IN THE DARK	45,348,000	中国
4 YOSHITOMO NARA	THREE STARS	28,975,000	日本
5 KAZUO SHIRAGA	CHITASEI HONKOSHIN	26,575,000	日本
6 YAYOI KUSAMA	PUMPKIN ARMY	25,615,000	日本
7 YOSHITOMO NARA	KEEP YOUR CHIN UP	25,135,000	日本
8 YOSHITOMO NARA	LONG SLEEVES A GO-GO	24,175,000	日本
9 ALBERT OEHLEN	DIE PFEIFENDEN VON (THE WHISTLERS OF) PARK	20,935,000	ドイツ
10 CECILY BROWN		19,375,000	英國

有形文化財の登録基準（文化財保護法）

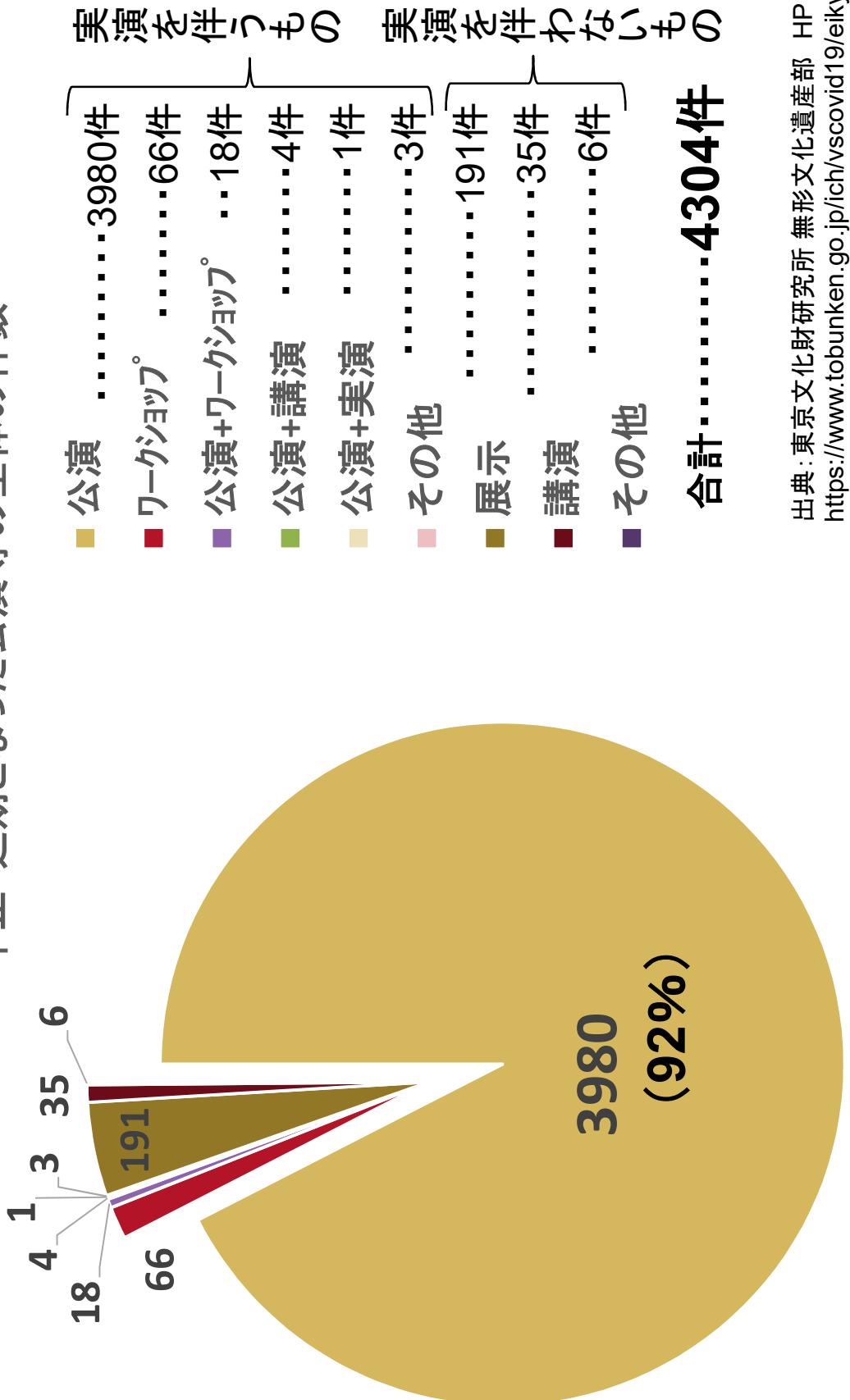
建造物以外の有形文化財のうち、原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは継続的に収集されたものであり，かつ，次の各号のいづれかに該当するもの

- 一 文化史的意義を有するもの
- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

新型コロナウイルス感染症拡大による影響①

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、関連事業の中止・延期情報を表明した件数は、4300件を越えている。
- ・特に、実演を伴う公演では深刻な影響であり、中止・延期となつた件数は約4000件にも上る。(2020.12.25時点・東京文化財研究所調べ)

中止・延期となつた公演等の全体の件数

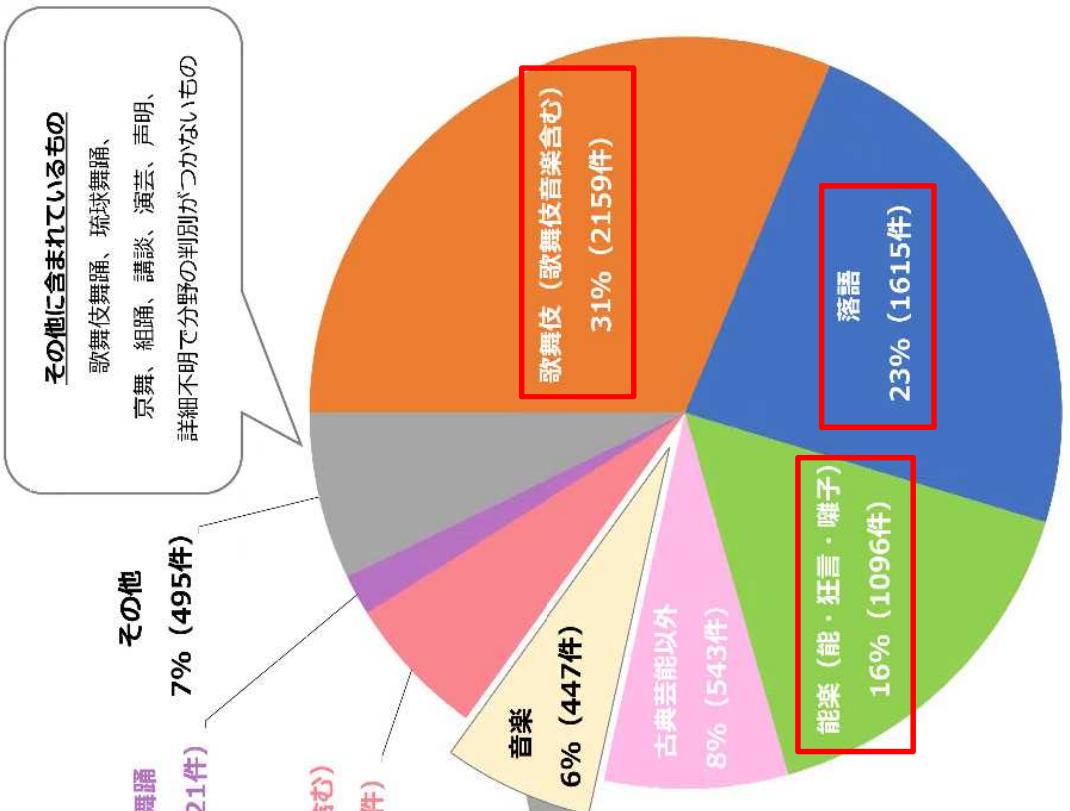
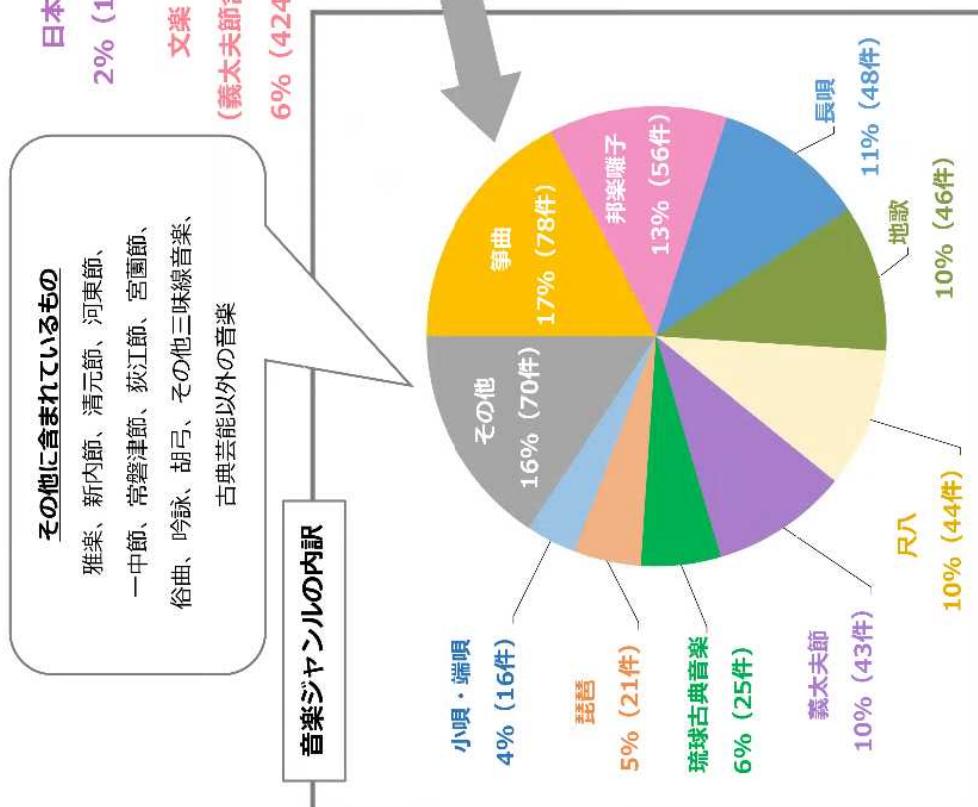


新型コロナウイルス感染症拡大による影響②

・ジャンル別の実演中止・延期件数を見てみると、歌舞伎が2159件と一番多く、全体の31%を占め、これに落語(1615件(23%))、能楽(1096件(16%))が続く。

(2020.12.25時点・東京文化財研究所調べ)

○実演の中止・延期<ジャンル別>



生活文化、食文化の当事者の声

生活文化（書道）

- コロナの影響により、ワークショップ開催が難しく、規模の縮小や中止を余儀なくされる恐れがあり、不安である。
- コロナの影響により、展覧会を中止するにも返品や連絡等の経費がかかり、開催するにしても、コロナ対策の費用や対応にコストがかかる。また、多くの書道展が中止になり、作品制作の機会も減り、書道用具の消費が減少し各業者の収益が落ち込んでいる。
- コロナの影響により、出品者が高齢の場合、出品を控える傾向にあり、また、子どもの書道体験の場合は、筆など手に触れる備品が多く、ソーシャルディスタンスを保つなどの予防対策が難しい。

生活文化（華道）

- コロナの影響で、大勢の人が出入りしたり、生け込みで長時間滞在するような場となってしまう花展については、中止せざるを得ず、活動ができず、発表の場がなくなっている。
- 大勢に一斉に教える講習会や実技指導の実施ができない。
- 教室が開催できないため、月謝収入がなくなっている。
- オンラインで指導できる部分もあるが、生きている素材を扱う技術であるため、直接指導しなければ教えられない部分について、指導ができない（例えば、枝を燻（た）める技など、うまくできただよう見えても実際は折れてしまっているなど、微妙な部分までがわからぬ）。また、オンラインでの指導については、機器等の扱いが苦手な高齢者には困難である。

生活文化（茶道）

- 茶道は密の空間で行われ、例えば、濃茶は1つのお茶碗で回し飲む。そのため、コロナ禍においては稽古等ができる、月謝収入を維持することが難くなっている。
- 学校茶道も同様で、クラブ活動等も難しくなっている。

生活文化（食文化）

- コロナの影響により、学校への出前授業、公開講座、フォーラム等多くのイベントが相次いで中止。
- 特に飲食を伴うイベントは、厳しい感染リスク軽減策が必要となり、開催が非常に困難。

※上記については、文化庁がそれぞれの分野の関係者との意見交換の中から聞き取った内容の主な意見をまとめたものである。

現代アート分野の当事者の声

現代アート

- コロナの影響による美術館やギャラリーでの展覧会、芸術祭やアートフェア等のイベントの中止及び延期により、アーティストとして作品を発表する機会、制作する機会が減り、収入が減少した。
- アーティストなど美術系の専門職は社会的な認知度が低く、仕事の内容に比べて得られる報酬も少ないので、アートの仕事のみで食べていける人はひと握りの状況。アルバイトなど非正規の仕事と兼業している場合、コロナの影響でその仕事もなくなり、生活費を得る術がなくなつて困窮している人もいる。
- 日本では生活にアートが根付いておらず、海外の方が需要が高いと感じているが、実際にコロナの影響で海外での活動が全て中止になつたことで、大幅に収入が減少した。
- 展示やイベントの機会が減つたままでは、制作費を回収することができず、アーティストとしての活動を断念せざるを得ない恐れがある。
- 美術館やギャラリー、芸術祭もコロナの影響による休館、休業、開催の中止及び延期により収入が減少している。再開しても、感染症防止対策のために支出が増えている。
- 地方自治体が開催している芸術祭には、税収の減少もあり、存続の見通しが立たないものもある。
- 美術館では、今後も大規模な動員を伴う企画展の開催は難しいことが考えられ、そうした企画展の入場料収入に頼つてきた収支構造を変えなければならないという課題に直面している。

※上記については、文化庁がそれぞれの分野の関係者との意見交換の中から聞き取った内容の主な意見をまとめたものである。

(参考) 日本のアート産業に関する市場規模と新型コロナウィルス感染拡大による損害推計

2019年の市場規模 ※

① 美術品市場 : 2,580億円

- 国内事業者からの購入 … 2,270億円
 - ・画廊・ギャラリー 982億円
 - ・百貨店 567億円
 - ・インターネット 192億円
 - ・アートフェア 176億円
 - ・オークション 138億円
 - ・その他 215億円
- 国外事業者からの購入 … 86億円
- その他（事業者以外からの購入） … 225億円

② 美術関連品市場 : 491億円

93億円

③ 美術関連サービス市場 : 519億円

- 美術館・博物館入場料 … 434億円
- アートプロジェクト消費 … 85億円

※ 出所)「日本のアート産業に関する市場調査2019」(一社)アート東京、(一社)芸術創造

2020年3~5月の損害額

合計
556億円

365億円

93億円

98億円

出典:「新型コロナウィルス感染拡大を受けた日本のアート産業の損害推計」
(一社)芸術と創造

地方における文化財保護の状況

地方登録制度のある地方公共団体（文化庁調べ）

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3府県

<市区町村>

1	北海道	上士幌町	29	板橋区●▲	57	磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30	練馬区●▲	58	三重県
3		名取市	31	足立区▲	59	松阪市
4	山形県	大石田町●	32	葛飾区▲	60	いなべ市
5	茨城県	常陸太田市	33	江戸川区▲	61	京都府
6		常陸大宮市	34	三鷹市▲	62	宇治田原町
7		東海村	35	府中市	63	大阪府
8	栃木県	佐野市	36	町田市	64	大阪市
9		日光市	37	小金井市	65	吹田市▲
10		真岡市	38	国立市	66	貝塚市
11	埼玉県	所沢市	39	福生市▲	67	枚方市
12		上尾市▲	40	瑞穂町	68	河内長野市
13		八潮市	41	日の出町●▲	69	神戸市▲
14	千葉県	三郷市	42	神奈川県	70	川西市
15		千葉市▲	43	横浜市▲	71	山添村●▲
16		佐倉市	44	相模原市▲	72	鳥取県
17		酒々井町	45	伊勢原市▲	73	智頭町
18	東京都	中央区▲	46	海老名市	74	奈良県
19		港区	47	南足柄市	75	島根県
20		新宿区▲	48	箱根町	76	高松市
21		墨田区●▲	49	福岡県	77	雲南省
22		江東区●▲	50	山梨県	78	香川県
23		世田谷区	51	山梨市	79	西条市
24		渋谷区	52	北杜市	80	愛媛県
25		中野区▲	53	福井県	81	福岡県▲
26		杉並区▲	54	坂井市	82	小郡市
27		豊島区●	55	山梨県	83	玉名市
28		荒川区●▲	56	大野町	84	多良木町
					4,000	あさぎり町
					4,250	日杵市
					4,351	宇佐市
					4,876	宜野湾市▲
					5,000	静岡市

(参考)

●無形文化財を登録の対象に含む団体(9団体)

▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体(31団体)

※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。

登録制度を規定する条例の具体的な例

○京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）（抄）

（登録等）

第52条 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの（以下「指定外文化財」という。）を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定によるほか、同項に規定する指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損その他の事由により文化財としての価値があると認めると認めた指定外文化財を同項の台帳に暫定的に登録することができる。

4 教育委員会は、緊急の必要があると認めるとときは、前項の規定により登録された指定外文化財の保存のために必要な措置を講じることができる。

5 第1項及び第3項の規定による登録並びにこれらの規定により登録された指定外文化財の保存及び活用に関する事項は、教育委員会規則で定める。

35

○福岡市文化財保護条例（昭和48年福岡市条例第33号）（抄）

（登録）

第35条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財（法第27条第1項、法第71条第1項、法第78条第1項又は法第109条第1項の規定（以下「法の指定の規定」という。）により指定されたもの、県条例第4条第1項、県条例第23条第1項、県条例第29条第1項又は県条例第37条第1項の規定（以下「県条例の指定の規定」という。）により指定されたもの、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項の規定（以下「この条例の指定の規定」という。）により指定されたもの及び法第57条第1項、法第90条第1項又は法第132条第1項の規定（以下「法の登録の規定」という。）により登録されたものを除く。）のうちその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを福岡市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。

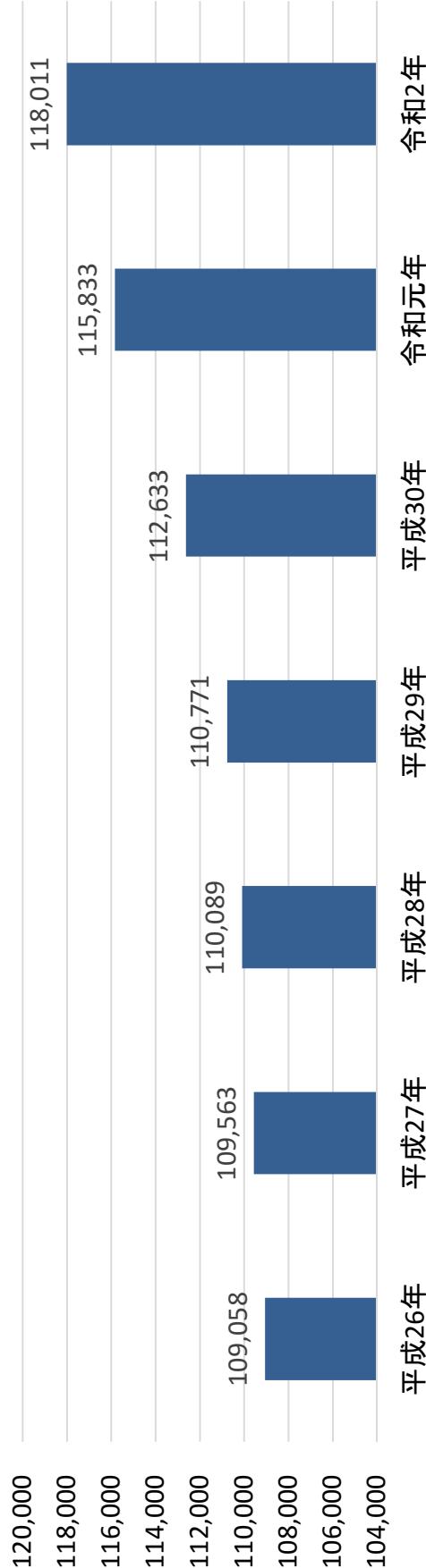
2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。

- (1) 福岡市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）
- (2) 福岡市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）
- (3) 福岡市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）
- (4) 福岡市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）
- (5) 福岡市登録史跡、福岡市登録名勝又は福岡市登録天然記念物（以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。）

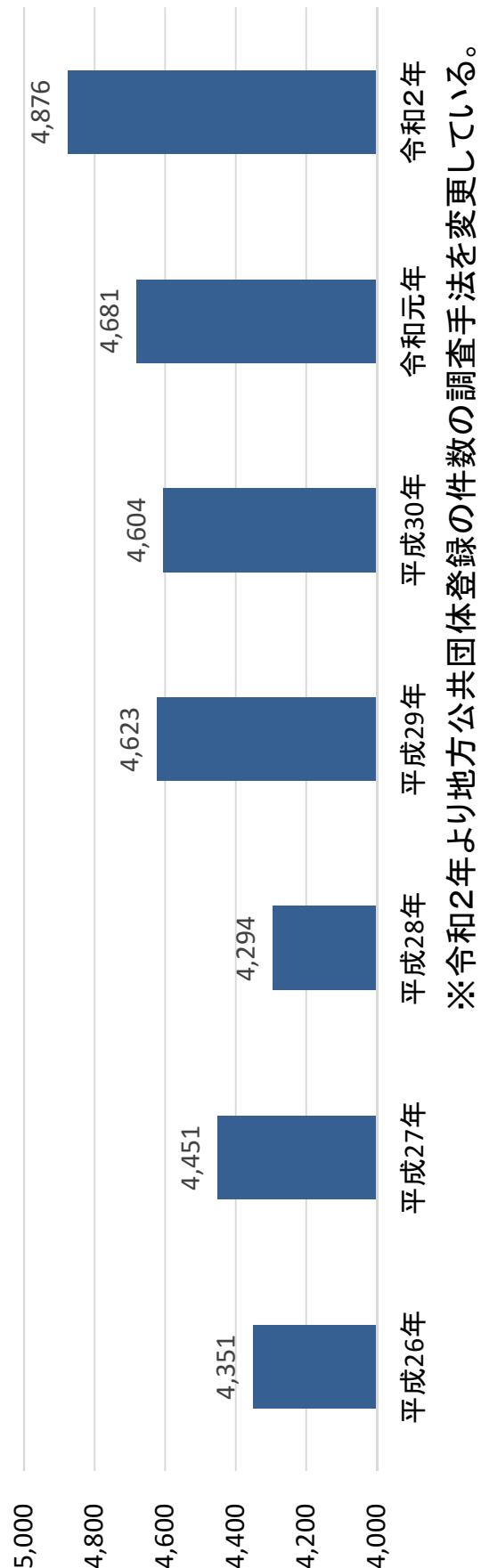
3～6 （略）

地方指定・登録文化財の件数の推移

地方公共団体指定・選定の件数推移



地方公団体登録の件数推移



地方指定・登録制度：松本市の事例（建造物）

<地方指定の事例>

名称：高橋家住宅
種別：松本市指定重要文化財
指定等年月日：昭和44年7月4日
所在地：長野県松本市開智2-9-10
所有者：松本市



松本市指定文化財
文化財保護法182条第2項 松本市文化財保護条例第3条
法令における 根拠
法令における 補助規定
税制優遇 【地価税】非課税
地財措置 【特別交付税】 ・各文化財類型の指定件数にそれぞれ特別交付税に関する 省令で定める額を乗じて合算した額 ・災害復旧事業に要する経費の8割で措置
予算補助 【松本市保護事業補助金】 ・補助率50%（但し補助額は最大500万円） ・災害復旧の場合は60%（但し補助額は最大1000万円）

高橋家住宅は、松本藩が藩士の住まいとして所有していた、いわば官舎であった。はつきりとした建築年代はわかつていながら、高橋家のあらわる徒士町（おかちまち）ができた17世紀前半から、高橋家が移ってきてきた享保11年（1726年）までの間に建てられたものである。現存する武家住宅としては、旧松本藩内はもとより、長野県内でも最も古い時期の建物の一つとされている。

地方指定・登録制度：松本市の事例（建造物）

＜地方登録の事例＞

名称：旧デリー（壹の蔵）
指定等種別：松本市登録文化財
指定等年月日：令和元年9月27日
所在地：長野県松本市中央2-4-13
所有者：個人



法令における根拠	松本市登録文化財 松本市文化財保護条例第6条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	—
地財措置	【特別交付税】 ・有形文化財（建造物）、美術工芸品（美術工芸品）、有形民俗文化財の登録件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額
予算補助	【松本市文化財保護事業補助金】 ・補助率50%（但し、補助額は最大300万円）

明治40年（1907年）に建築された木造2階建、寄棟造の建物である。土蔵造の建物で、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰部はなまこ壁となっている。古写真から「加嶋屋呉服店」として建築されたと推定され、その後、「清水煙草卸売所」などの店舗として用いられたことが古地図から判明している。昭和45年から平成29年までは「力レー店デリー」として用いられ、市民にも特徴的な建造物として親しまれている。

地方指定・登録制度：江東区の事例（無形文化財）

＜地方登録の事例＞

名称：ガラス工（江戸切子）
指定等種別：江東区登録文化財
登録年月日：平成21年3月27日
保持者：小林淑郎



江戸切子は、ガラス生地の表面に様々な文様を刻み込む技法。江戸では天保年間（1830～44）頃に始まつたといわれている。明治14年、来日した英の国人エマヌエル・ホープトマンによる技術指導で、旧来の手挽き摺りからグラインダーによるカッティング技が導入され、現在のような切子が作られるようになった。

江戸切子の特徴は、カットが深く鋭いこと、文様が多彩で変化にとんでもないことがある。現在は、円盤ダイヤモンドホール（以前は金盤）を使用して、様々な文様のカットを刻み込む。カット自体は、その断面がV字状をなす溝を削り込むところに特徴があり、カットを太さで光りの屈折が異なるため、それらを計算したうえでカットを行う。小林氏は、昭和25年に生まれ、大学卒業後、父親で切子職人の英夫氏（大正12年生まれ。元区指定無形文化財保持者）から技術を習得。

江東区登録文化財	江東区登録文化財
法令における根拠	江東区文化財保護条例第4条
法令における補助規定	江東区文化財保護条例第6条
税制優遇	—
地財措置	—
予算補助	【江東区文化財保護奨励金】 無形文化財（個人）10,000円／年度 （団体）30,000円／年度

地方における文化財登録制度—兵庫県の事例—

令和2年11月11日（水）
兵庫県教育委員会事務局文化財課 甲斐昭光

1 建造物の登録制度（資料1参照）

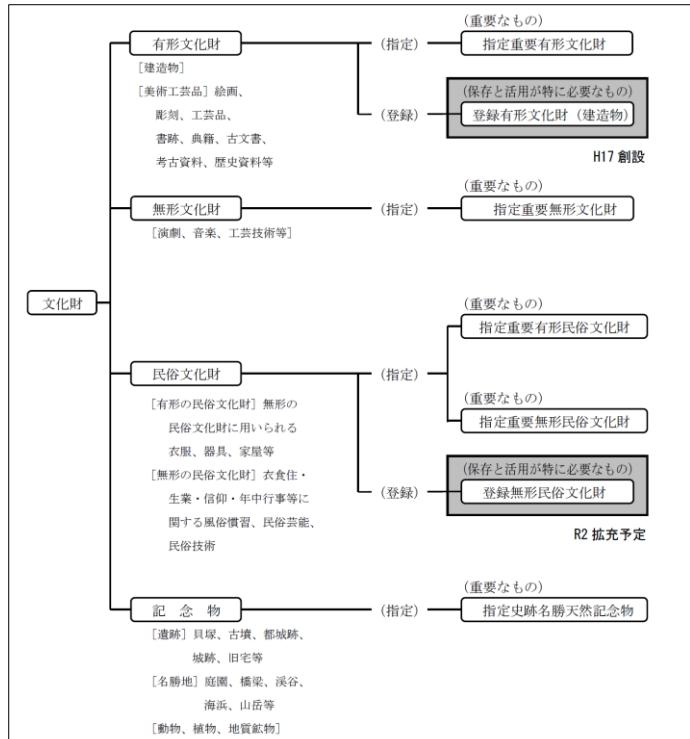
- ・県等の景観行政と連携
- ・修理費に対する補助が可能
- ・地域の実態に応じて活用されている

2 無形民俗文化財の登録制度（検討中）

- ・無形民俗文化財のうち一定程度調査が進んだ「祭り・行事」（＝「民俗芸能」・「風俗慣習」）に限定
- ・地域に受け継がれてきた「祭り・行事」を早急に幅広く個別に登録。
- ・歴史性を重視（発祥が昭和初期以前のもの）

3 無形民俗文化財の登録のあり方

- ・無形民俗は、より地域に密着
→地方登録が望ましいか
- ・国登録を導入なら、役割分担により地方登録を促進（個別文化財でなく、ユネスコ無形文化遺産のような「類型」の登録か）



兵庫県の文化財保護の体系

兵庫県の文化財登録制度

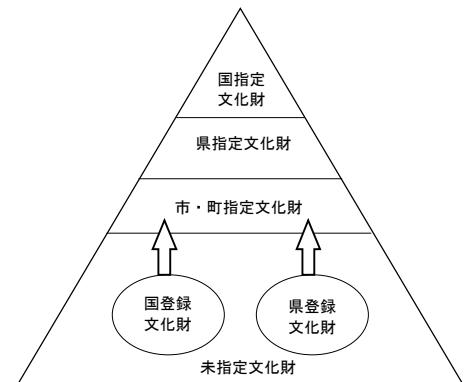
	建造物	無形民俗文化財（祭り・行事）検討中
制定	・H18.3.24 条例改正 (H18.4.1 施行)	・R3.3 条例改正（予定）
意図	・「歴史文化遺産活用構想」(H14)に基づき、歴史的景観に調和したまちづくりに建造物を活用	・「文化財保存活用大綱」(R1)に定めた『祭り・行事調査』で把握された無形民俗文化財への早急な保護措置
登録要件	・県の区域内に所在する建造物・工作物 ・保護法等による指定がないもの ・建築後50年を経過したもの ・登録基準は国に準じる	・県の区域内で実施される「祭り・行事」 ・保護法等による指定がないもの ・昭和初期以前に発祥したもの ・登録基準は未定
手続	・文化財保護審議会で諮問・答申	・文化財保護審議会で諮問・答申
財政支援	・修理に要する事業費の1/6補助 ・事業費上限額：1,000万円（重点文化財活用地区内※）、600万円（地区外）	・記録作成や用具等の整備に要する事業費に補助を検討中
登録数	・24件（54棟3基）（うち約半数は地区内）	—
登録候補	・約5,000件（『近代化遺産』、『近代和風建築』等の調査物件を基に、隨時追加）	・約3,800件（『祭り・行事調査報告書』掲載分のうち「指定済み」・「廃絶」を除く件数）、隨時追加予定
※	重点文化財活用地区：県等が指定する歴史的景観形成地区を参考に設定（現在19地区）	—

1 兵庫県登録文化財制度（建造物）の概要

(1) 制度の目的

阪神・淡路大震災により多数の身近な文化財が喪失したことから、これらの文化財が地域の個性の形成に重要な役割を果たしてきたことが認識された。震災検証事業等においても文化財を活用したまちづくりの重要性が指摘される中、貴重な文化財を次世代に継承するための新たな文化財保護のあり方が問われている。

このため、文化財保護法等により指定を受けていない有形文化財で建造物であるもののうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録する「登録有形文化財」の制度を定めた（平成18年3月24日兵庫県文化財保護条例改正。同年4月1日施行）。



挿図1 県登録文化財の位置付け
(イメージ)

(2) 制度の概要

(a) 要件 (資料4) 兵庫県文化財保護条例第19条の2)

県の区域内に存し、文化財保護法等による指定を受けていない有形文化財（建造物）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの⁽¹⁾。

(b) 基準 (資料4) 兵庫県文化財保護条例施行規則第17条の2)

登録有形文化財登録基準（平成8年8月30日 文部省告示第152号）に準じ、以下のとおりとする。

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 県土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

【例】

(1) 県土の歴史的景観に寄与しているもの

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ◎特別な愛称などで広く親しまれている場合 | 例) ○○○の洋館、××の赤レンガ |
| ◎その土地を知るのに役立つ場合 | 例) 地名の由来となった建造物（○○橋など） |
| ◎絵画などの芸術作品に登場する場合 | 例) 浮世絵に描かれた建造物、歌謡曲に登場する橋 |

(2) 造形の規範となっているもの

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ◎デザインが優れている場合 | 例) ゴシック様式の教会、古典様式の銀行 |
| ◎著名な設計者や施工者が関わった場合 | 例) 昭和初期のモダニズム建築物 |
| ◎時代や建造物の種類の特徴を示す場合 | 例) 茅葺屋根の農家、下見板貼の洋館 |

(3) 再現することが容易でないもの

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ◎優れた技術や技能が用いられている場合 | 例) なまこ壁の住宅、優れた欄間彫刻を持つ書院 |
| ◎現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合 | 例) 黒漆喰塗の町屋 |
| ◎珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合 | |

(c) 分類

「産業」・「交通」・「公共施設」・「住宅」・「宗教」・「その他」の6つに分類する⁽²⁾。

(d) 登録手続き

(1) 工法・材料・意匠のすべてにおいて、保護の必要があると思われる状態が、「内外觀」の過半にわたり認められることを目安とする。

(2) 「宗教」に分類される石造物の取扱いについては、当面、国宝・重要文化財指定での分類に準拠し、以下のものを登録文化財の対象とする。 宝篋印塔・五輪塔（一石五輪塔を除く）・無縫塔・石幢・鳥居 等

登録候補物件一覧の管理（挿図4）：県教委から市町文化財主管課に照会し、回答物件を補加。

登録手続き（挿図4）：文化財保護審議会にて諮問・答申。教育委員会による議決。

登録申請：申請に必要な書類は以下のとおり。市町教委から県教委に進達。

- (ア) 文化財登録申請書（挿図5）
- (イ) 概要票（挿図6、市町教育委員会文化財担当者等が記入）
- (ウ) 所有を示す書類（登記簿写し等）
- (エ) 建物の文化財的価値を評価した文献、竣工・改修記録の調査結果等

(3) 助成の概要

(a) 補助事業の対象となる経費（資料(4)、平成22年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱）

平成22年度については、「重点文化財活用地区」内で行う県登録文化財の修理等の事業実施に要する経費の上限を1,000万円とし、県が1/6以内の補助率で予算の範囲内で補助をする。なお、「重点文化財活用地区」外では、経費の上限を600万円とする。

「地域の伝統文化の特徴を活かして活用を図るもの」の事例

1 産業の振興に資するもの

ツーリズム等の魅力向上に生かす拠点施設として地域振興に資するもの
例) 物産館に旧役場を活用・飲食店に町屋を活用

2 魅力ある生活環境の創造に資するもの

都市や農村等の歴史・文化環境の向上に生かす地域の個性としてまちづくりに資するもの
例) 街並み整備に社寺を活用・農村整備に養蚕住宅を活用

3 子供たちの学習に資するもの

身近な地域の学習教材として、子供たちの地域への愛着と誇りの醸成に資するもの
例) むかしの生活体験に古民家を活用・伝統芸能体験に神社の能舞台を活用

4 県民の生涯学習に資するもの

生涯学習を通して県民のふるさと観の醸成に資するもの
例) 博物館に学校施設を活用・文化財講座に社寺を活用

(b) 補助事業の対象となる工事

修理補助の対象とする工事は、建物の内外を問わず、文化財修理に限定する⁽³⁾。

景観形成地区内における修理補助対象の工事については、景観行政との重複補助を避ける必要があるため、補助申請前に市町景観行政担当との事前協議が必要。



挿図2 重点文化財活用地区の位置
(イメージ)

挿図3 重点文化財活用地区検討委員会委員 (H22年度)

■建造物担当

山岸常人 京都大学大学院工学研究科准教授
兵庫県文化財保護審議会委員
黒田龍二 神戸大学大学院工学研究科准教授
兵庫県文化財保護審議会委員
吉田高子 元近畿大学理工学部教授
兵庫県文化財保護審議会委員

■景観担当

八木雅夫 明石工業高等専門学校建築学科教授
(役職名は平成22年8月31日現在)

(3) 屋根修理・部分修理を想定する。

松本市登録文化財制度について

松本市教育委員会

1 制度の目的

松本市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域内（松本城下町及びその周辺のエリア）の歴史的建造物の保存活用及び歴史的なまちなみ景観の保全を図るもの。

松本市指定文化財制度及び松本市近代遺産登録制度を補完するため、令和元年度から、松本市独自の施策として条例に基づき対象地域を区切って実施しているもの。

2 制度の概要

(1) 登録文化財の要件（松本市文化財保護条例第6条）

国・県・市の指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの。

令和2年11月現在の登録件数は1件（旧デリー（壱の蔵））。

(2) 登録の基準（松本市文化財保護条例施行規則第4条）

松本市近代遺産登録要綱に基づき松本市近代遺産として登録された建造物のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

条例上は文化財の種別は定めていないが、登録基準は建造物のみを規定。

(3) 登録の手続き（松本市文化財保護条例第6条、第7条）

松本市文化財審議委員会の審議（諮問・答申）を経て松本市教育委員会が登録。

(4) 松本市近代遺産制度の概要（松本市近代遺産登録要綱）

松本市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域（松本城下町区域）内に存在する築50年以上の建造物で、歴史的価値を有するものと認められるもの（指定文化財を除く）を、近代遺産（近代のまちの歴史を伝え、その存在自体がまちの魅力向上につながるもの）として登録するもの。

3 補助制度の概要（松本市文化財保護事業補助金交付要綱）

(1) 対象となる物件

ア 松本市登録文化財

イ 松本市近代遺産に登録された国の登録有形文化財

(2) 補助対象経費

保存のために行う修理及び耐震対策工事に要する経費

(3) 補助金額

補助対象経費の10分の5以内の額（上限300万円）

地域における文化財の総合的な保存・活用【全体イメージ】

国（文化庁長官）

重要文化財等に
指定・選定して
個別に保護措置

地域計画の認定

都道府県：文化財保存活用大綱の策定

- ・域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

市町村：文化財保存活用地域計画の策定

②

古民家

遺跡

舞踊

これに加えて、地域社会
全体で文化財の継承

仏像

社寺仏閣

お祭り

【平成30年文化財保護法改正関係】

①

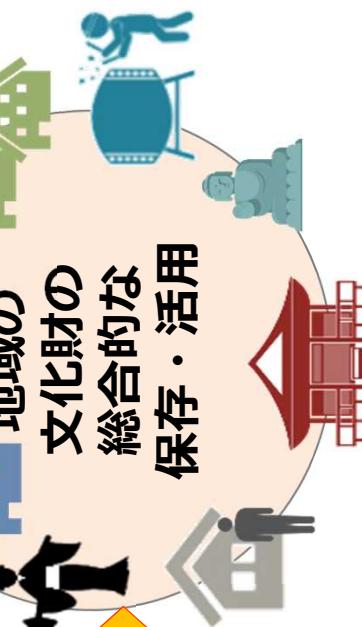
協議会

市町村、都道府県、所有者、文化財保存活用支援団体、地域住民、NPO、商工会、観光関係団体、学識経験者等

地方
文化財保護
審議会

域内の文化財の総合的な把握
(未指定文化財を含む)

地域の
文化財の
総合的な
保存・活用



保存・活用のために必要な措置

- ・価値付け
- ・修理管理
- ・ガイダンス施設整備
- ・普及啓発 等

③

文化財保存活用支援団体：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体で文化財継承へ

文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画

- 都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができます。
- 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。

○平成30年改正（新設）

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。
2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるとところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域内における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

<地域計画の認定効果>

- 国文化財登録原簿への登録の提案
→地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財に対して速やかな保護措置を講じつつ、規制力が緩やかなる登録制度を活用して所有者等の創意による様々な活用を促進

- 認定市町村による事務処理の特例
→認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るために、現在、都道府県・政令市・中核市等において処理されている事務について、希望に応じて、認定市町村において実施できる

文化財保存活用地域計画の概要

○必 要 的 記 載 事 項

- ① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基 本 的な 方 針
- ② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当 該 市 町 村 が 講 ず る 措 置 の 内 容
- ③ 当該市町村の区域における文 化 財 を 把 握 す る た め の 調 査 に 関 す る 事 項
- ④ 計 画 期 間
- ⑤ その他文部科学省令で定める事項

○地域計画の詳細は国 の 指 針（に記載

<指針における地域計画の記載事項>

▶ 市町村の概要、文 化 財 の 概 要、歴 史 文 化 の 特 徴

▶ 文化財の保存・活用に関する課 題、方 針

- ・市町村としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針など

▶ 文化財の保存・活用に関する措 置

- ・文化財の指定等、修理、整備
- ・文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成
- ・支援団体など民間と連携した取組
- ・防災・防犯対策、災害発生時の対応
- ・原材料の確保、修理技術等の継承に関する取組
- ・条例等に基づく当該市町村独自の取組

▶ 文化財を把握するための調 査に関する事項

- ・調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施の方針や具体的な計画など（網羅的な調査・把握が完了しないなくとも計画は作成可能）

※ 調査により把握された未指定文化財を含む「文化財リスト」は別添資料として添付

▶ 計 画 期 間

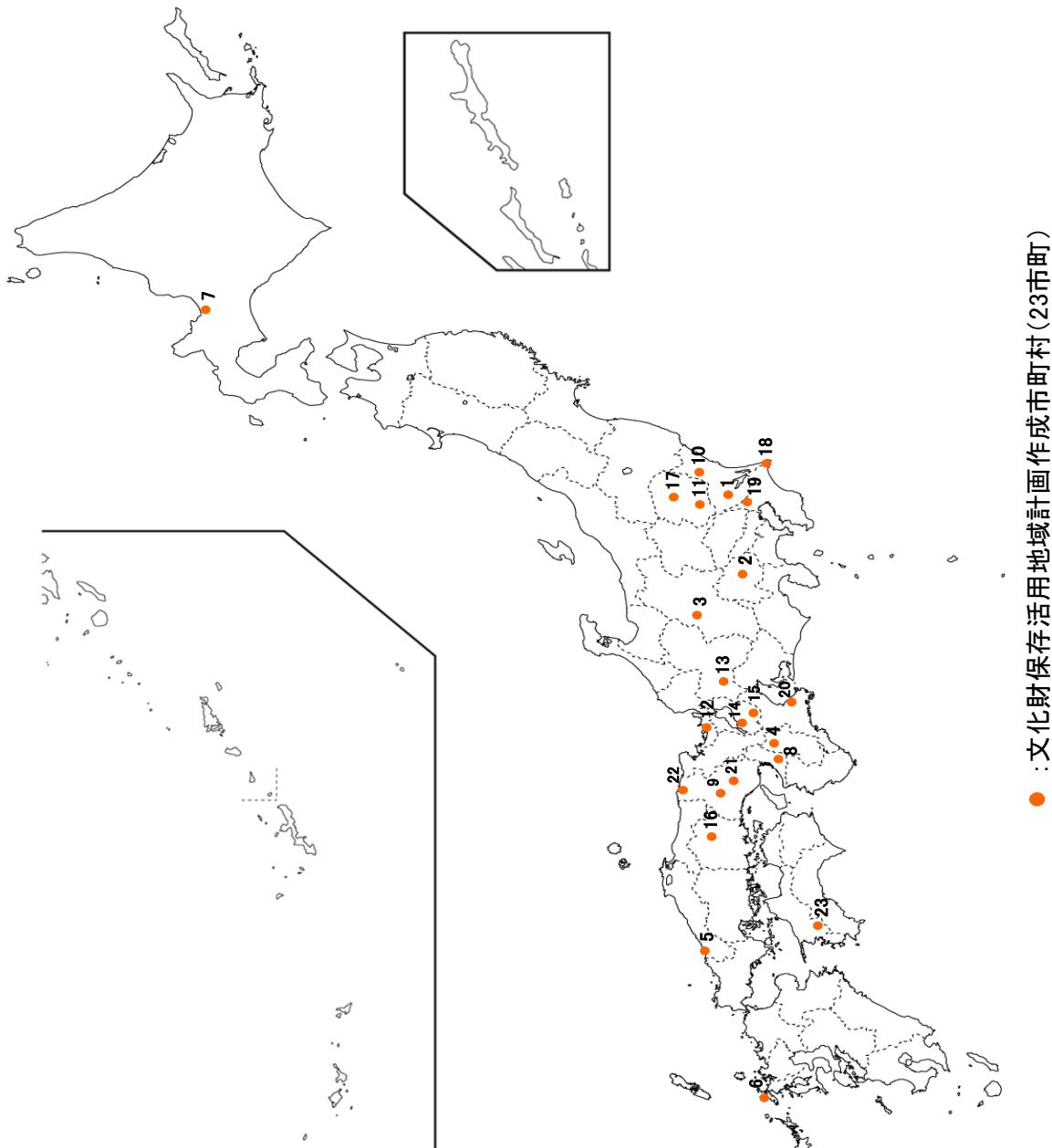
- ・地域の実情等に応じて概ね5年～10年程度

▶ 文化財の保存・活用の推 進 体 制

- ・文化財担当部局や関係部局等における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置の状況、文化財保存活用支援団体の指定状況、今後の体制整備の方針など

「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧（令和3年1月現在）

No.	都道府県	市区町村
1	茨城県	牛久市
2	山梨県	富士吉田市
3	長野県	松本市
4	奈良県	王寺町
5	島根県	益田市
6	長崎県	平戸市
7	北海道	札幌市
8	大阪府	河内長野市
9	兵庫県	神河町
10	茨城県	常陸大宮市
11	栃木県	下野市
12	福井県	小浜市
13	岐阜県	岐阜市
14	滋賀県	草津市
15	滋賀県	甲賀市
16	岡山県	津山市
17	栃木県	大田原市
18	千葉県	銚子市
19	千葉県	我孫子市
20	三重県	明和町
21	兵庫県	加西市
22	兵庫県	香美町
23	愛媛県	松野町



地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）

○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）の補助実績

▪R1年度

採択件数：221件、採択金額：11億3315万3千円

▪R2年度

採択件数：197件、採択金額：10億7748万円

○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）の事例

自治体名	採択年度	事業内容
1 群馬県桐生市	R1	桐生祇園祭（未指定文化財）に係る囃子の後継者育成及び屋台の修理
2 大阪府岸和田市	R1	岸和田だんじり祭り（未指定文化財）の地車（だんじり）の修理
3 和歌山県橋本市	R1	相賀八幡神社秋季例大祭古佐田山車曳行行事（未指定文化財）の山車修理及び記録作成
4 栃木県宇都宮市	R2	二荒山神社例祭（未指定文化財）に係る茂登町日本武尊山車の修理
5 静岡県掛川市	R2	挙張神社例大祭山車曳行行事（未指定文化財）に係る山車修理及び踊りの後継者養成
6 大阪府柏原市	R2	御劍神社祭礼及び石神社祭礼（未指定文化財）に係る太鼓台の修理